

訓練試験課目・訓練競技課目に関する規程

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、訓練試験課目（以下「試験課目」という）・訓練競技会課目（以下「競技課目」という）について定める。

第2章 家庭犬試験・競技課目

第2条 家庭犬（C D）の試験課目並びに競技課目における規定課目・自由選択課目は、次のとおりとする。

(1) C D I S（家庭犬競技準初等科）（競技会のみ）。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……………規定課目。
2. 紐付立止……………規定課目。
3. 規定2課目の外第4条各号の課目のうちから3課目選択 計5課目。

(2) C D I（家庭犬訓練試験初等科）／家庭犬競技初等科。

ア 試験の場合。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……規定課目。
2. 紐付立止……………規定課目。
3. 規定2課目の外第6条各号の課目のうちから3課目選択 計5課目。

イ 競技会の場合。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……規定課目。
2. 紐無し脚側行進（往復常歩）…規定課目。
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止（紐無し）……………規定課目。

(3) C D II（家庭犬訓練試験中等科）／家庭犬競技中等科。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
 2. 紐無し脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
 3. 停座及び招呼……………規定課目。
 4. 伏 臥……………規定課目。
 5. 立止（紐無し）……………規定課目。
 6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
 7. 常歩行進中の停座……規定課目。
- 規定7課目の外第6条各号の課目のうちから3課目を選択 計10課目。

(4) C D III S（家庭犬競技準高等科）（競技会のみ）。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。

5. 立止（紐無し）……規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 常歩行進中の停座……規定課目。
8. 常歩行進中の立止……規定課目。
9. 障害飛越（片道）……規定課目。
10. 休 止……規定課目。

規定10課目の外第6条各号の課目のうちから5課目を選択 計15課目。

(5)CDⅢ（家庭犬訓練試験高等科）／家庭犬競技高等科。

1. 紐付脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……規定課目。
4. 伏 臥……規定課目。
5. 立止（紐無し）……規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 常歩行進中の停座……規定課目。
8. 常歩行進中の立止……規定課目。
9. 物 品 持 来……規定課目。
10. 遠隔・停座から伏臥…規定課目。
11. 障害飛越（片道）……規定課目。
12. 障害飛越（往復）……規定課目。
13. 据 座……規定課目。
14. 休 止……規定課目。

規定14課目の外第6条各号の課目のうちから6課目を選択 計20課目。

(6)CDⅩ（家庭犬訓練試験大学科）（試験のみ）。

1. 紐付脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……規定課目。
4. 伏 臥……規定課目。
5. 立止（紐無し）……規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 速歩行進中の伏臥……規定課目。
8. 常歩行進中の停座……規定課目。
9. 速歩行進中の停座……規定課目。
10. 常歩行進中の立止……規定課目。
11. 速歩行進中の立止……規定課目。
12. 物 品 持 来……規定課目。
13. 前 進……規定課目。
14. 遠隔・伏臥から立止…規定課目。
15. 遠隔・停座から伏臥…規定課目。
16. 遠隔・停座から立止…規定課目。
17. 障害飛越（片道）……規定課目。

18. 障害飛越（往復）……規定課目。
19. 据座……規定課目。
20. 休止……規定課目。

規定20課目の外第6条各号の課目のうちから10課目を選択 計30課目。

（規制課目）

第3条 競技会及び展覧会・競技会併催公開訓練試験においては、次の課目を自由選択課目として行うことはできない。

- (1)前進及び方向変換。
- (2)板壁登はん（片道）。
- (3)板壁登はん（往復）。
- (4)各種の連続往復障害飛越。
- (5)梯子昇りとスベリ台降り。
- (6)渡橋（片道）。
- (7)渡橋（往復）。
- (8)足跡追及（自臭紐付き）。
- (9)物品監守（紐付き）。
- (10)禁足ほうこう。
- (11)襲撃。
- (12)犯人護送。
- (13)犯人監視。
- (14)玉乗り。
- (15)トンネル。
- (16)シーソー。
- (17)幅飛び（片道）。
- (18)幅飛び（往復）。
- (19)自臭の臭気選別。
- (20)他臭の臭気選別。

第4条 家庭犬競技準初等科の自由選択課目は、次の課目の中から、3課目選択して行うこととする。

- (1)紐付伏臥。
- (2)紐付行進並びに伏臥。
- (3)紐付行進並びに停座。
- (4)紐付行進並びに立止。
- (5)紐付障害飛越（片道）。
- (6)紐付据座。
- (7)紐付休止。
- (8)紐付お手・おかわり。
- (9)紐付チンチン。
- (10)紐付くわえて歩く。
- (11)紐付寝ろ。
- (12)紐付吠えろ。
- (13)紐付だっこ。

第5条 家庭犬競技準初等科の各課目の実施要領は、次の通りとする。

(1)紐付脚側行進。

第6条(1)に準じて行う。

(2)紐付立止。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。

(3)紐付伏臥。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。

(4)紐付行進並びに伏臥。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進で5mの規定地点で指導手は一旦止まり、犬に伏臥を命じる。犬が伏臥したら指示により指導手は引き綱を放し、指示により犬に待てを命じ10m進み犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、指示により脚側停座させて終わる。

(5)紐付行進並びに停座。

(4)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(6)紐付行進並びに立止。

(4)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(7)紐付障害飛越（片道）。

板張りの障害を片道飛越させる。障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じ、この時指導手は犬と併走することができる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により指導手は犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(8)紐付据座。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じる。犬から離れる際、指示により引き綱を放し、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、指導手は直立し、指示により終わる。

(9)紐付休止。

犬は、審査員に指示された所定の位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により引き綱を放し、指示により待てを命じ、犬から離れ、10m前方で静止し（犬に背を向けた状態）、約1分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(10)紐付お手・おかわり。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にお手を命じ、犬の片方の手を軽く握る。指示によりもう一方の手を軽く握った後、指示により手を離し、

指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

指導手が差し出す手は、片手のみとする。（指導手が犬の手を取りに行くような誘導的態度は減点となる。）

(11)紐付チンチン。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。（停座の命令に犬はすばやく両前肢を地につける反応動作ができないものも減点となる。）

(12)紐付くわえて歩く。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は適当な大きさのダンベルを犬にくわえさせ、指示により紐付脚側行進で約10m行進後、回れ右して脚側停座させる。指示により犬に出せを命じ、物品を受け取ったら右手に持ち直立し、指示により終わる。

(13)紐付寝ろ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に寝ろを命じる。犬は四肢を投げ出したような姿勢で頬を地面に付けたままの状態とし、約10秒間経過後、指示により犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(14)紐付吠えろ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により3声吠えさせる。3声吠えたら止める。指示により脚側停座させて終わる。無駄吠えにならないよう十分に制御ができることを必要とする。声視符は吠えさせる都度1回使用できる。

(15)紐付だっこ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。（引き綱は持っても放しても良いが、放して行った場合は、安全に降ろし停座させた後引き綱を持つ。）

第6条 試験・競技課目における各課目の実施要領を次のとおりとする。

(1)紐付脚側行進

出発点で犬に脚側停座させる。指示により、コの字型で30mのコースを、CD I S及びCD Iの課目では常歩で往復する。CD IIの課目以上では往路は常歩、復路は速歩で行う。各課目とも復路に移行する際に折り返し点では、とどまる事なく、右回り又は左回り（指導手は左回り犬は右回りすることを言う）のどちらかで折り返し、出発点に戻ったら、右回り又は左回りして来た方向に向かって止まり、犬を脚側停座させて終わる。

全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の乱用や誘導的な指導手の態度はその程度に応じて減点される。

出発、折り返し及び出発点に戻った時の一声符は使用できる。（『アトエ』あるいは『スワレ』）紐の保持は片手とし、右手、左手どちらでもよい。

(2)紐無し脚側行進

犬の首輪から引き綱をはずして、指導手の肩にかけるか、指定の位置に置いて(1)の要領で行う。

(3)停座及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の10m前方で対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(4)伏臥及び招呼

(3)の要領に準じて犬に伏臥を命じる。

(5)立止及び招呼

(3)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(6)伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により指導手は犬を脚側停座させて終わる。指導手は腰をかがめることなく、直立したまま行う。

(7)紐無し立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。指導手は移動することなく、直立したまま行う。

(8)常歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(9)常歩行進中の停座

(8)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(10)常歩行進中の立止

(8)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(11)常歩行進中の伏臥及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(12)常歩行進中の立止及び招呼

(11)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(13)常歩行進中の停座及び招呼

(11)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(14)速歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により速歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(15)速歩行進中の停座

(14)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(16)速歩行進中の立止

(14)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(17)速歩行進中の伏臥及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(18)速歩行進中の立止及び招呼

(17)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(19)物品持来

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、物品（ダンベル状のもの）を約10m前方に投げ、指示により犬を発進持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。

(20)前 進

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により規定位置（前方約10m）へ犬を前進させ、犬が到達したら立止の状態では停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(21)遠隔・伏臥から立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を伏臥させ、指示により犬に待てを命じ、約10m前方で犬と対面し、約3秒経過後、指示により指導手は犬に立止を命じ、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(22)遠隔・伏臥から停座

(21)の要領に準じて伏臥から停座を行う。

(23)遠隔・立止から停座

(21)の要領に準じて立止から停座を行う。

(24)遠隔・立止から伏臥

(21)の要領に準じて立止から伏臥を行う。

(25)遠隔・停座から伏臥

(21)の要領に準じて停座から伏臥を行う。

(26)遠隔・停座から立止

(21)の要領に準じて停座から立止を行う。

(27)障害飛越（片道）

板張り障害を片道飛越させる。障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

競技会では総べての飛越作業において、やり直しは認められない。また、犬が飛越しない場合（失敗・拒否）は作業中止とする。（犬が飛越せず、体の一部が障害を越えた場合及び出発点に戻した場合を拒否とする。）

(28)障害飛越（往復）

(27)と同じ障害（高さも）を用いる。

指導手は(27)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(29)据座

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、脚側停座の位置で直立し終わる。

(30)休止

犬を指示された位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により待てを命じ、犬から離れ、指導手は指示された場所に隠れ、約3分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。（競技会では進行上、休止時間を短縮される場合がある。）

(31)お回り（右回り）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により右回りを3回命じる。3回転終了後指導手は待てを命じ、停座させる。指示により脚側停座させて終わる。

（声視符は一回転につき1声視符とし、指導手が腰をかがめたり、手で大きく輪を描くような視符や声符の乱用は減点になる。）

(32)お回り（左回り）

(31)の要領に準じて左回りをさせる。

(33)お手・おかわり

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にお手を命じ、犬の片方の手を軽く握り、指示によりおかわりをさせる。指示により手を離し、指導手は直立し節度をつけ、指示により脚側停座させて終わる。

指導手が差し出す手は、片手のみとする。また指導手は体勢、姿勢を変えてはならない。（指導手が犬の手をとりに行くような誘導的態度は減点となる。）

(34)チンチン

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(停座の命令に犬がすばやく両前肢を地につける反応動作ができないものも減点となる。)

(35)くわえて歩く

犬を所定の位置に脚側停座をさせる。指示により指導手は適当な大きさの任意の物品を犬にくわえさせ、指示により脚側行進で約10m行進後、回れ右して脚側停座させる。指示により犬に出せを命じ、物品を受け取ったら右手に持ち直し節度をつけて終わる。

(36)寝ろ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に寝ろを命じる。犬は四肢を投げ出したような姿勢で頬を地面につけたままの状態とし、約10秒間経過後、指示により犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(37)ローリング (右横転)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に右横転を命じ、3回横転させる。右横転終了後犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。指導手は姿勢を正しく保ち、横転させる都度1声視符使用できる。

(38)ローリング (左横転)

(37)の要領に準じて左横転をさせる。

(39)ほふく

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬の約5m(小型犬は3m)前方で対面し、指示により犬にほふくを命じ(一声視符の使用可)、犬が指導手の足元まできたら犬を前面に停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(40)吠えろ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により3声吠えさせる。3声吠えたら止める。無駄吠えにならないように十分に制御ができることを必要とする。指示により脚側停座させて終わる。声視符は吠えさせる都度1回使用できる。

(41)立って歩く

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に触れずに後肢2本で立たせて、犬と共に中断しないで前進する。犬が約5m前進したら停止させ、指導手は犬の前肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

(42)逆立ち歩き

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬の後肢を挙げて逆立ちさせて、犬に触れずに共に中断しないで前進する。犬が約3m歩いたら停止させ、指導手は犬の後肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

(43)バック

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を対面停座させバックを命じ、犬のみ後退させる。犬が約5m後退したら立止の状態で停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(44)立ってバック

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を対面停座させ、犬に触れずに後肢2本で立たせて、犬を後退させながら共に歩く。犬が約3m後退したら停止させ、指導手は犬の前肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

(45)前進及び方向変換

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬だけを約10m前方へ直進させて停止させる。指示によりこの位置を中心として概ね直角に左方に約10m犬を移動させ停止後、中心に戻す。指示により続いて右方に約10m犬を移動させ停止後、再び中心に戻して停止させた後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(46)玉乗り（上に乗って転がすもの・円筒状などを含む）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬が乗る器物を手で押さえ犬に乗ることを命じ、犬はすみやかに乗る。乗った時点で指導手は手を離し、器物からやや離れ、犬は自力で器物を回転させて約3m、球状でバランスを取り静止させるものでは、約10秒経過後、指示により指導手が器物を押さえ、犬に降りることを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

（動物愛護の立場から見て、不愉快な思いをギャラリーに感じさせるものであってはならない。）

(47)縄跳び

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、縄飛び可能な任意の位置に一旦直立し、指示により開始する。連続5回跳んだら停止し、指示により脚側停座させて終わる。（規則正しく節度をつけて（リズムカル）行う。犬が飛んだ時、指導手の体などに都度接触又は飛びつくようなものは減点の対象になる。）

(48)お使い

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10mの地点に対面直立している助手に向かって、籠・カバン・風呂敷包みなどの物品を犬にくわえさせて発進させる。犬は助手の元に行き、物品をくわえたまま直接脚側停座するか、又は一旦対面停座する。指示により助手は犬に出せを命じ、物品を受け取り、対面停座した犬は脚側停座させる。助手は指示により再び犬にその物品をくわえさせ、指導手の元へ発進させる。指導手の元へ来た犬は物品をくわえたまま直接脚側停座するか、又は一旦対面停座する。指示により指導手は犬に出せを命じ、物品を受け取り、対面停座している犬は脚側停座させて終わる。（犬に対する声視符は発進させた者だけが使用でき、片方での誘導・招呼は減点となる。）

(49)ハウス

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は直立したまま前方約10mの地点に設置した犬舎・ゲージ等へ、犬にハウスを命じる。犬は招呼されるまで、自主的にハウスに入っていることを必要とする。犬がハウスに入り約10秒経過後、指示により指導手は犬を招呼し、犬は直接脚側停座するか、又は一旦対面停座した後、脚側停座させて終わる。（指導手が声視符等を使用して犬を制御した場合減点になる。）

(50)だっこ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

51)おんぶ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に背を向け、犬が飛び乗る安全な姿勢をとる。指示により犬に背に乗るように命じる。犬が背に乗ると膝を伸ばし、且つ犬の安全を保持する。おんぶして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

52)股くぐり歩き

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に股くぐり歩きをさせながら、なるべく自然に歩く。約5m前進後回れ右し、脚側停座させて終わる。（くぐれの声視符は、出発時1回のみとする。）

53)8の字股くぐり

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は両足を開いて立ち、指示により犬に8の字型に股くぐりさせる。3回連続行った後、指導手はすみやかに直立し、脚側停座で終わる。（くぐれの声視符は、開始時1回のみとする。）

54)棒飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。飛越棒を水平に規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は棒を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

55)棒飛び（往復）

指導手は54)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は棒を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

56)幅飛び（片道）

指導手は、犬を飛越に必要な助走距離をとった幅跳び台の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

57)幅飛び（往復）

指導手は56)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

58)輪飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。輪を規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は輪を降ろし、指示により脚側停座させて終わる。

59)輪飛び（往復）

指導手は58)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じ

る。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は輪を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

(60)腕飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。腕を水平に規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(61)腕飛び（往復）

指導手は(60)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(62)脚飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。片足を規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(63)脚飛び（往復）

指導手は(62)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(64)背飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。背を水平に保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(65)背飛び（往復）

指導手は(64)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(66)腕輪飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。両手で規定の高さに腕輪をつくり、指示により犬に腕輪の中を飛越するよう命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(67)腕輪飛び（往復）

指導手は(66)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(68)板壁登はん（片道）

指導手は、犬を飛越に必要な助走距離をとった板壁の前位置に脚側停座させる。指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後

方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。（直立または傾斜した板壁を用い、高さは小型犬80cm・中型犬120cm・大型犬150cm以上とし、よじ登って越えるものとする。）

(69)板壁登はん（往復）

指導手は(68)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(70)各種の連続往復障害飛越

同一、又は異種の障害を任意の間隔をおいて配置し、一つずつ連続して二つ以上の障害を飛越させるものである。指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置で脚側停座させる。指示により犬に飛越を命じ、犬は自主的に往復飛越をし、指示により脚側停座させて終わる。

(71)持来を含む往復障害飛越

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置で脚側停座させる。指示により障害の先の任意地点に物品（ダンベル状のもの）を投てきし、指示により飛越持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。（復路の際の一声視符は可。）

(72)梯子昇りとスベリ台降り

約150cm以上の高さで安定した危険の無い器具を用いる。梯子の前に犬を脚側停座させる。指示により指導手は犬に梯子を昇るように命じ、昇ったら一旦停止させ、指示により犬にスベリ台を降りるように命じ、着地後一旦停止させ、指示により脚側停座させて終わる。

(73)渡橋（片道）

直径約30cm長さ2m以上の丸太を横にしたもの又は幅30cm長さ2m以上、高さ1m以上の橋で両端に傾斜した昇降板をつけたものを用い、犬を渡らすものである。犬を橋の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は渡るよう命じる。犬は単独で渡り降りる。犬が降りたら、犬に立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(74)渡橋（往復）

指導手は(73)の要領で往路渡橋後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により復路を命じる。犬が渡橋したら、立止状態で待てを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(75)シーソー

幅約30cm、長さ3m以上、高さ約45cmのシーソーを用い、犬を渡らせるものである。（シーソー状のものであれば代用品でも差し支えない。）犬をシーソーの前位置に脚側停座させる。指示により指導手は渡るよう命じる。犬は単独で渡る。犬が渡り終えたら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(76)トンネル

内径約60cm、長さ3m以上の直線の固形トンネルを用い、犬を通過させるものである。（トン

ネル状のものであれば代用品でも差し支えない。) 犬をトンネルの前位置に脚側停座させる。指示により指導手は通過するよう命じる。犬は単独で通過する。犬が通過したら、立止状態で待てを命じ指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に行き、指示により脚側停座させて終わる。

(77)自臭の臭気選別

指導手臭を付着させた物品(布・木片)を本物品とし、同じ形質の誘惑物品(審査員・スチュワードが着臭した物品)4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置するが、指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に回れ右してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。

犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡して終わる。(1回のみ・持ち時間は犬を発進後1分間・1分経過後は失格)

(78)他臭の臭気選別

(77)の要領に準じて行うが、本物品と誘惑物品は、審査員とスチュワードのどちらかの臭気をそれぞれ着臭した物品を用いて行う。(1回のみ)

(79)足跡追及(自臭紐付き)

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は直線で約50歩の足跡を印跡し、終点に1個の自臭物品を置く。印跡後、すぐ追及を開始し、指導手は10mの搜索綱を犬につけて、末端をもって追従し、犬は物品を発見したらくわえるか、またはポイントする。犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

(80)物品監守(紐付き)

指示により指導手は犬を所定の場所に係留してから伏せさせ、鞆状のものを監守させ、10m離れたところに隠れる。指示により仮装犯人1名が奪取と威嚇を試みる。指示により指導手は鞆を取り、犬の係留をはずして脚側停座させて終わる。

(81)禁足ほうこう

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10m以上離れた所に隠れている仮装犯人に対して犬を発進させる。犬は仮装犯人の発見と同時に禁足ほうこうを約10秒する。指示により指導手は犬に中止を命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(82)襲撃

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10mの仮装犯人に対して犬に襲撃を命じ追従する。犬が完全に咬捕したら、指示により指導手は犬に中止を命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(83)犯人護送

犬を仮装犯人の後又は右側の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と共に犯人を護送する。約20m地点で犯人は隙をみて逃亡し、犬は命じられる事なく追捕し、犬が完全に咬捕し

たら、指示により犬に中止を命じる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犯人を審査員に引き渡し、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

84 犯人監視

犬を仮装犯人の監視ができる位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を単独で停座又は伏臥させて犯人監視を命じ、約10m離れた場所に隠れる。若干時間経過後に犯人は隙を見て逃亡し、犬は命じられる事なく追捕し、犬が完全に咬捕したら、指示により犬に中止を命じる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犯人を審査員に引き渡し、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

2 前項の課目以外でも、担当訓練試験委員及び審査員長が認めたものであれば1課目とする。

第3章 オビディエンス試験・競技課目

第7条 オビディエンスの試験課目並びに競技課目とその実施要領は次のとおりとする。

(1) オビディエンスビギナーⅠ（競技会のみ）。

各課目声・視符の使用可。

1. 犬と対面しての30秒間の停座（紐付）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により指導手は犬に待てを命じ、引き綱を弛ませた任意の距離で犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。

2. 犬と対面しての30秒間の伏臥（紐付）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、引き綱を放し犬に待てを命じ、約5m離れて犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により1頭ずつ脚側停座（右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。）させ、指示により引き綱を手を持ち終わる。1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。（犬はその状態のままとする。）

3. 紐付脚側行進。

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ（90度）、C左へ（90度）、D回れ右、E止まれ、F速歩を含んだ脚側行進を行い、指示により指導手は停止し、犬に脚側停座させ、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行う。回れ右の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

4. 行進中の伏臥（紐付）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により脚側行進を行う。指示により伏臥を命じると同時に引き綱を放し、指導手のみ行進し指示により対面する。指示により指導手は犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させ、指示により引き綱を手を持って終わる。

5. 伏臥を伴う招呼（紐付）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により犬を伏臥させ、引き綱を放す。指示により指導手は犬に待てを命じ、指示された方向に約5m離れて対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させる。さらに指示により引き綱を持ち、指示により行進をして、指示により脚側停座で終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

6.扱い方 人／犬。

指導手と犬との調和と稟性。

(2)オビディエンスビギナーⅡ（競技会のみ）。

1.犬と対面しての30秒間の停座（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により引き綱を外し、指示により指導手は犬に待てを命じ、約10m離れて犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。引き綱を外した時点から犬を触ってはならない。外した引き綱は、指導手の肩にかける。

2.犬と対面しての1分間の伏臥（声符のみ）。

指導手は、所定の位置に犬を脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、指示により犬に待てを命じ、約10m離れて犬と対面する。約1分間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により1頭ずつ脚側停座(右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。)させ、指示により引き綱を付けて終わる。

1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。（犬はその状態のままとする。）

3.紐付き脚側行進（声符のみ）。

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ（90度）、C左へ（90度）、D回れ右、E回れ左、F止まれ、G速歩を含んだ脚側行進を行う。指示により指導手は停止し、犬に脚側停座させ、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行う。回れ右・回れ左の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

4.紐無し脚側行進（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて出発点で待機し、指示により引き綱を外し、指導手の肩にかけて、課目3の要領で行う。

5.行進中の伏臥及び招呼（声符のみ）。

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は、常歩で脚側行進し、約5mの地点で指示により伏臥を命じる。指導手は止まる事なく振り返らず、引き続き約10m直進し対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

6.前進（声符及び視符）。

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は犬に待てを命じ、約10m前方の3m四方の区域内に引き綱を置き、犬の元へ戻り、指示により犬を前進させ、3m四方の区域内で停止させる。（犬は停座、伏臥、立止のどの状態でも良い）指示により指導手は、常歩で犬の左側から後方を通り、犬の元に戻り、指示により基本姿勢をとらせて終わる。犬を前進させる時のみ声視符同時なら許される。犬の体の一部が区域内に接している場合は、状態に応じて減点とし、区域外であれば区域内に入れる命令をかけても良いが、減点となる。また、四隅のコーンに犬の鼻が触れると減点となる。引き綱は、3m四方の区域内のどの場所に置いても良いが、反射する色の引き綱は認められない。3m四方の各コーナーにはコーンを置く。

7.遠隔操作（声符及び視符）。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向に約10m離れて対面する。指示により犬を伏臥させる。指示により指導手は常歩で、犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。指導手の命令は、犬の姿勢を変える時のみ、声視符同時なら許される。

8.扱い方 人／犬。

指導手と犬との調和と稟性。

(3) F C I オビディエンス I。

1.グループ内で犬と対面しての1分間の合同停座（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

グループ内全指導手が互いに約3メートル間隔を空け、並列した状態で指導する犬と共に基本姿勢を取り終え、スチュワードが「作業開始」と発声すると同時に作業が開始される。全指導手が指導する犬の元へ戻り、スチュワードが「作業終了」と発声した時点で当競技課目作業は終了する。

指示により各指導手は犬を後にし、リング側面に向かって約25メートル地点まで進み、犬の方へと向き直り、静止する。1分経過後、指示により全指導手は一斉に犬の方向へ戻り、犬と約50センチ間隔を空けながら、そのまま犬を通過し、犬の後方約3メートル地点にて静止する。その後、指示により犬の脇へ戻る。1グループあたり最低3頭、最大6頭より構成される。

<評価方法>

2声符使用により停座を実行しない犬、停座から立止や伏臥へ姿勢変更する犬、一犬身以上停座位置から離脱する犬の当競技課目獲得点数は0点とする。如何なる停座位置離脱も減点対象とする。犬が1～2回吠えた場合、1～2点減点され、ほぼ終始吠え続けた場合、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。左右への体重移動等の落ち着きの無い行動は減点される。

犬は頭部位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。停座1分間実行後、各指導手が犬の元へと移動する最中、犬が立止又は伏臥へ姿勢変更した場合、当競技課目可能獲得最大得点は5点とする。もし、犬が立ち上がり、他犬に接近する事により重大な作業妨害に値する場合や他犬との格闘が恐れられる場合、作業中が一旦中断され、妨害を引き起こした犬以外の全犬は該当競技課目をその後継続する。

2.紐無し脚側行進（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

脚側行進は常歩にて審査され、左折、右折反転ターンや停止作業を伴う。速歩行進も試されるが、この場合右折のみ盛り込まれる。指導手が2歩又は3歩前進、後退する作業時の

犬の態度も試される。

一競技会の全出場犬は、同じ脚側行進実施要領に則り、作業を実施すべきである。

<評価方法>

作業大半を指導手前後50センチ以上離れた位置にて行進する犬の当競技課目評価は「不合格」とする。行進速度が遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6～7点とする。

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。

進行方向から反れた犬の行進は2点減点とされるべきである。指導手による方向変換実行中、及び方向変換前後の減速行為は、減点対象とする。

指導手の行進に影響を及ぼす、又は妨げる極度に密着した行進態度も減点対象となる。指導手に対し寄りかかる、又は進路を妨げる行進実行は、より高い減点とする。

3. 行進中の立止（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

指示により犬を伴った指導手は、作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約10メートル進んだ地点にて、指示により指導手は静止する事無く犬に対し立止を命じ、発声された声符に対し犬は即座に「立止姿勢」を実行しなければならない。指導手はそのまま約10メートル前進し、マーカー又はコーンによって印された地点にて自主的に犬の方に向き直り、静止する。約3秒後、指示により指導手は犬の方向に向かって進み出し、犬の左側を約50センチ空ける形で通過する。犬の後方約1～2メートル地点に於いて、指示により反転ターンを実行し、犬の右側に到達次第、指示により声符にて基本姿勢を促す。マーカー又はコーンに於ける方向変換以外、全競技課目各段階作業はスチュワード指示にて実行される。

<評価方法>

犬が誤った姿勢にて静止し、指導手が向き直るまでに正しい姿勢に移行した場合、立止を促す声符発声以前に立止を実行した場合、犬の作業実行にあたり追加／重複声符を必要とした場合、指導手が声符発声直前や最中に静止した場合、当競技課目得点は0点とする。

加点されるには犬は声符発声後、立止実行までに一犬身以上前進し続けてはならない。

犬が声符に対し俊敏に反応し、誤った姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧であった場合に限り、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を指導手がコーン又はマーカー地点に於いて向き直った後に変更した場合、当競技課目獲得可能最大得点は7点とする。指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。立止を促す声符と視符や体符兼用はそれらの強弱と長さに応じ重大な減点を引き起こす。減点幅は3～5点とすべきである。当競技課目審査にあたり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。正確でない脚側行進実行に対する減点は1～2点とすべきである。行進や静止速度が遅い場合、進行方向から反れた静止実行はミスと見なされ、減点幅は1～4点とされるべきである。

指導手が間違った側面で犬を通過した場合、1点の減点とすべきである。

4. 伏臥を伴う招呼（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

スチュワード指示にて指導手は、犬に対し伏臥を命じ、新たなるスチュワード許可にて指示された方角と地点に向かって20～25メートル進み、指定地点に於いて自主的に向き直り、静止する。

続くスチュワード指示で犬を招呼する。この場合、使用声符と犬名を連結して使用する事が認められるが、二声符使用に聞こえないよう、注意しなければならない。

<評価方法>

犬は招呼声符に対し意欲的な反応を示すことが重要である。招呼実行時、最低「早いトロ

ット（軽速足）」に相当する適切な速度に於ける作業実行と終始一貫した速度維持が要求される。作業意欲が見られない招呼は、ミスと見なされる。

作業実行速度審査にあたり、犬種特性が考慮される必要がある。招呼実行を促す2声符以上の声符が必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とすべきである。3つ目の声符使用で、当競技課目は「不合格」とする。招呼声符発声以前に犬が、一犬身上静止位置を離脱した場合も「不合格」とする。

指導手指示以前に犬が姿勢を立止や停座へ移行した場合や、静止位置より一犬身以内の離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。

5. 行進中の停座又は伏臥（係点2／声符のみ）。

＜実施要領＞

作業開始前、指導手は任意選択可能な姿勢（停座又は伏臥）の内、犬が実行する姿勢をスチュワードと審査員に告げる。犬を伴った指導手は、指示により作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約10メートル進んだ地点にて、指示により指導手は静止する事無く犬に対し「停座」又は「伏臥」を命じ、発声された声符に対し犬は即座に「停座」又は「伏臥姿勢」を実行しなければならない。指導手はそのまま約10メートル前進し、マーカー又はコーンによって印された地点に於いてスチュワード指示無しで犬の方に向き直り、静止する。約3秒後、指示により指導手は犬の方向に向かって再度進み出し、犬の左側を約50センチ空ける形で犬を通過する。指示により犬の後方、約1～2メートル地点にて反転ターンを実行し、犬の右側に到達次第、指示により声符にて基本姿勢を促す。

マーカー又はコーンに於ける方向変換以外の全競技課目段階作業は、スチュワード指示を得て実行される。

＜評価方法＞

犬が誤った姿勢にて静止し、指導手が向き直るまでに正しい姿勢に移行した場合、停座や伏臥を促す声符発声以前に姿勢を変更した場合、作業実行に追加／重複声符を必要とした場合や、指導手が声符発声前や最中に静止した場合、当競技課目得点は0点とする。加点の為には、犬は声符発声後、指示姿勢実行までに一犬身上前進し続けてはならない。犬が声符に対し俊敏に反応し、誤った姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧であった場合に限り、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を指導手がマーカー又はコーンに於いて向き直る後に変更した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目獲得可能最大得点は7点とする。停座又は伏臥声符と視符や体符の兼用は、それらの強弱と長さに応じて重大な減点を引き起こす。減点幅は3～5点とすべきである。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。正確でない脚側行進実行に対する減点は1～2点とすべきである。行進や指示姿勢実行速度が遅い、又は進行方向から反れた指示姿勢実行はミスと見なされ、減点幅は1～4点とすべきである。指導手が犬を誤った側面にて通過した場合、1点減点とすべきである。

6. 指定区域への送り出し及び伏臥（係点3／声符及び視符）。

＜実施要領＞

作業開始前に指導手は、犬に対し指定範囲内（四角／ボックス）にて一旦立止を命じた後、伏臥を命じるか、直接伏臥を命じるかを審査員に告げる必要がある。

指示により指導手は、犬を作業開始地点より約15メートル離れた地点に設定されている約3メートル四方の指定範囲に対し送り出す。犬は直線上を進みながら指定範囲へと進み、進路上にある面から指定範囲へ侵入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止実行後、伏臥を命じるか、又は直接

伏臥実行を命じる。伏臥実行前に一旦立止姿勢が実行される場合、「立止姿勢」は伏臥実行を命じる声符発声まで明白且つ、安定して継続実行されなければならない。続くスチュワード指示にて指導手は犬の脇へと進み、新たな指示で犬に基本姿勢を促す。

当競技課目実行中、指導手は声符を合計4つ以上使用するべきでない。第四声符は指定範囲内に於ける犬の立止を促す声符とするべきである。他選択肢として犬を直接「伏臥」を命じる場合、使用声符数は3声符となる。作業中、犬の軌道修正を行う必要がある場合、声符と視符兼用が認められる。

指定範囲（四角）規模は3メートル四方、指定範囲中央地点より作業開始地点までの距離は約15メートルと設定される。四角の四隅は高さ約10～15センチのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある（例、テープや石灰線）。

指定範囲仕切り線よりリング仕切り線までの距離は、最低約3～5メートル離す必要がある。

<評価方法>

犬の方向指示と声符に従う意欲、速度並びに最短距離選定に、審査上重点が置かれるべきである。10点獲得には指導手は、作業中最大4声符使用するべきであり、4つ目の声符は指定範囲内に於ける「立止」を促す為に使用されるべきである。他選択肢として犬を直接「伏臥」を命じる方法を実行する場合、使用声符数は3声符となる。

声符発声時、指導手が基本姿勢から如何なる方角へ離脱した場合、当試験課目は「不合格（0点）」とする。指導手による過剰なボディランゲージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とする。犬の歩行速度が非常に遅い場合、獲得可能最大得点は7点とすべきである。犬が指導手声符無しで停止を実行又は伏臥へ姿勢変更等を自主的に行った場合、減点対象となる。

点数獲得の為、犬の全身が完全に指定範囲内にある必要があるが、尾に関しては例外とする。

犬が指定範囲外に於いて、停座又は伏臥を実行した場合、再進入を促す誘導行為は禁止されている。この場合、当競技課目は「不合格」扱いとなる。

作業終了以前に犬が指定範囲より離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指定範囲内にて犬の匍匐行動が見られた場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。指導手が犬の元へ到達する以前に犬が姿勢変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

犬が指定範囲内（四角）にて、誤った姿勢を実行した場合、3点減点とする。立止姿勢が明白に実行、維持されない場合、2点減点とする。立止又は伏臥姿勢実行を促す声符の3度目の使用にて、当競技課目は「不合格（0点）」とする。立止又は伏臥姿勢実行を促す声符の2度目の使用で2点減点とする。方向指示又は軌道修正用追加声符は、強さと犬がそれに従う意志の度合いに応じ減点幅が変化するが、1声符あたり、1～2点の減点を引き起こす事がある。指導手が犬の脇にて姿勢変更を命じる前に犬が自主的に姿勢を停座又は立止へ変更した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。

作業開始地点に於いて作業展開方向、指定範囲を示す行為は禁止されている。この様な禁止行為実行は競技課目「不合格」を引き起こす。

7. 木製ダンベル持来（係点4／声符のみ）。

<実施要領>

スチュワード指示と指導手への木製ダンベル受渡しにて、作業が開始される。次なるスチュワード指示にて指導手は、ダンベルを最低約10メートル前方の地点へと投擲する。更なる指示を受け、指導手は犬に対しダンベルを持来する事を命じる。

<評価方法>

犬による声符に従う意志、持来速度及び最短距離選定の有無に重点が置かれるべきである。

8.遠隔操作（4姿勢変更）（係点3／声符及び視符）。

<実施要領>

犬は位置変更する事無く、指導手指示にて姿勢を4回変更（停座／伏臥）すべきである。作業実行地点に於いて、犬の後方に二つのマーカーによって結ばれる想像上の境界線が設定されている。当境界線前方に設定されている作業開始地点に於いて、指示により指導手は犬に対し伏臥実行を命じ、その後指導手は指示により指示された、犬の前方約5メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は「停座⇒伏臥」（2回続けて）のみとする。尚、姿勢を促す最終声符は必ず「伏臥を促す声符」とする。スチュワードは、指導手に対し各姿勢実行順序を図や電光表示板を用いて示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約3～5メートル離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。各姿勢表示は約3秒間に渡り行われる。指導手は犬と距離を空けた状態に於いて、声符と視符使用が認められるが、それらは短く同時に使用される必要がある。最終伏臥声符発声後、指示により指導手は犬の元へ戻り、指示により脚側停座を促す。

<評価方法>

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持、並びに姿勢変更時に於ける実行位置変更重点が置かれる審査が要求される。点数獲得には、犬は作業開始地点を如何なる方向へも合計一犬身以上移動すべきではない。四方へ実行される全移動距離は合算される。犬が四姿勢の内、一姿勢を誤って実行又は実行しなかった場合や一姿勢実行用に3つの声符使用を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とすべきである。2姿勢誤実行又は未実行時の場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

指導手が犬の元へ戻る前に、犬が停座に移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とすべきである。長時間発声、大げさな又は長時間視符は減点を引き起こす。

1姿勢を促す3声符使用は認められるが、該当姿勢は評価上未実行扱いとなる。1姿勢を促す追加／重複声符使用により2点減点とする。続く各追加視符使用は1点減点とする。

9.障害飛越を伴う招呼（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

指導手と犬は、指導手が選定した障害から約2～4メートル離れた地点にて、基本姿勢で待機する。作業開始が告げられ、指導手は犬を残し障害対面の約2～4メートル地点へ向うよう、指示される。犬に向いて静止中の指導手は、続く指示にて犬に対し招呼実行を促す。犬は障害飛越を実行し、基本姿勢に移るべきである。その後、スチュワードは作業終了を告げる。障害設定高は、概ね犬のキ甲高に比例すべきである。障害高設定時、設定高を高く設定するより低くする事が認められる。尚、最大設定高は50センチとする。

<評価方法>

犬の招呼声符や他声符に従う意欲、作業実行速度並びに最短距離選定の有無に、審査上重点が置かれるべきである。犬が飛越実行中、障害と如何なる軽度接触が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。障害足掛け行為、飛越により障害が倒された場合又は飛越が拒絶された場合、当競技課目は「不合格」と見なされる。

10.コーン回りを含む往復歩行（係点3／声符及び視符）。

<実施要領>

指導手と犬は、高さ約15～40センチを誇るコーンより約10メートル離れた地点にてコーンに向かって基本姿勢にて待機する。

指導手は指示にて犬を作業開始地点より送り出し、犬は単独でコーンを外周し、その後指導手の元へ戻り、左側脚側位置にて基本姿勢に移る。

<評価方法>

犬の声符に従う意欲、作業実行速度並びに往復最短距離選定の有無に審査上重点が置かれるべきである。コーン回り実行時、コーンとの距離の空き方は犬種特性や実行スピードが審査上考慮される必要がある。コーン回り経路は時計回り、反時計回り何れも認められる。招呼声符が使用された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。犬がコーン配置地点に到達し、コーンを回ることなく指導手の元へ戻った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。犬がコーン到達以前に指導手の元へ戻った場合、コーン回りを促す3つ目の声符が使用された場合や二つ目の招呼声符が使用された場合、当試験課目は「不合格(0点)」とする。犬の軌道修正が必要となった場合、修正を促す声符と視符使用が認められる。作業実行速度評価にあたり、犬種特性が考慮されなければならない。作業開始地点にて、作業展開方向を示す行為や犬に触れる事は禁止されている。このような行為実行は当競技課目の「不合格」を引き起こす。

11. 総合評価課目(係点2)。

<評価方法>

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠である。正確性及び精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高得点獲得には、指導手と犬のチームワークが重要となり、相互的な作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全行動が、総合評価の点数に反映される。犬がリングを離脱した場合、リング内に於ける排便、排尿行為が確認された場合、「総合評価得点」は0点とする。犬が制御不能となり、作業中又は競技課目間に於いてリング退場を伴わない指導手離脱が一度でも確認された場合、総合評価獲得最大得点は5点とする。

(4)FCI オビディエンスII。

1. グループ内で犬から見えない場所に隠れて2分間の伏臥(係点2/声符のみ)。

<実施要領>

グループ内全指導手が互いに約3メートル間隔で並列した状態で、各自犬と基本姿勢を取り終え、スチュワードにより作業開始が告げられた時点で作業開始とする。全指導手が犬の元へ戻り基本姿勢を取り終えスチュワードが「作業終了」を告げる事で作業終了とする。基本姿勢より声符にて伏臥へ移行する作業は、順に一頭ずつ行われる。グループ内の伏臥実行順番は左から右へ、そして伏臥から停座実行を命じる順番は右から左へとする。これにより最初に伏臥姿勢に移った犬が、最後に停座姿勢に移ることとなる。スチュワード指示にて声符を掛ける必要がある。各指導手は同時に犬の視野外に移り、2分間待機する。待機時間は全指導手が視野外に移り終えた段階より計測される。伏臥実行中、犬は各犬を一頭ずつ左右に縫うような連続8の字通過等によって、誘惑を受ける。2分間に及ぶ待機時間経過後、指示にて全指導手はリング内に戻り、リング内の指示位置にて並列する。その後、指示にて各指導手は犬に向かって進み、犬と約50センチ間隔を空けて犬を通過し、犬の後方約3メートル地点にて静止、犬の方へ向き直るよう指示される。次なる指示で指導手は犬の脇まで進み、犬に対し順に脚側停座を促すようスチュワード指示を受ける。この場合、指導手は発する声符音量が大きすぎない事を注意すべきである。何故ならば音量に応じては他犬に影響を及ぼしかねない為、場合によっては大きな減点を引き起こす可能性がある。1グループあたり、最低3頭、最高6頭より構成される。

<評価方法>

犬が伏臥姿勢を実行しなかった場合(2声符発声により)、指導手が視野外にて待機中犬が姿勢を立止や停座へ変更した場合、一犬身以上匍匐前進又は仰向け状態にて伏臥を実行した場合、当試験課目は「不合格(0点)」と見なされる。2分経過後、各指導手が既に並列、静止位置に移り終えた後、犬が自主的に停座又は立止に移った場合、当競技課目の

獲得可能最大得点は5点とする。犬が同時に指示姿勢実行位置を変更した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

犬による全ての動きは明白に減点対象とすべきである。犬が1～2回吠えた場合、1～2点の減点とする。尚、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。落ち着きの無さ、左右への重心移動行動は減点対象とする。犬は頭部位置を変更し、周囲を見ることが認められる。リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、この場合精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。犬が立ち上がり、他犬に接近する際、その行為が重大な作業妨害に値する又は他犬との格闘が恐れられる場合、作業が一旦中断され妨害を引き起こした犬以外の全犬が競技課目を継続実施する必要がある。指導手が発声する声符以前に犬が伏臥又は停座に移った場合（例、隣接犬に対し命じられた声符に対し反応した場合）、当競技課目の獲得可能最大得点は最大8点とする。声符発声以前に犬が伏臥又は脚側停座姿勢へ自主的に移行した場合、犬はその姿勢を維持すべきである。競技課目開始に於いて姿勢維持が不可能な場合、当競技課目は「不合格」と見なされる。

犬が自主的に一旦停座に移り、その後再度伏臥を実行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。

犬が横たわって伏臥を実行した場合や脚側停座を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。

2. 紐無し脚側行進（係点3／声符のみ）。

＜実施要領＞

脚側行進は様々な歩度（常歩、緩歩、速歩）にて審査され、左折、右折反転ターンや停止作業を伴う。指導手による2～3歩前進と後退作業及び5～8歩連続実施される後退作業に於ける犬の態度も審査される。

後退作業が実施される方角に障害物が無く安全が確保されている事を確認する必要がある。一競技会の全出場頭は統一した脚側行進実施要領に則つとり作業を実施すべきである。

＜評価方法＞

作業大半を指導手後方50センチ以上行進する犬や指導手から前方離脱する犬の当競技課目評価は「不合格（0点）」とする。行進速度が遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6～7点とすべきである。指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢は2点減点とされるべきである。方向変換実行中や前後の指導手による減速行為は減点対象とする。指導手行進に影響を及ぼす又は妨げる、極度に密着した行進態度も減点対象となる。指導手に対し寄りかかる、接触行為実行はより高い減点対象とする。

後退作業実施中、軽度な集中力散漫さは認められる。作業内容が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は1～2点とすべきである。

3. 行進中の立止／又は停座／又は伏臥（係点3／声符のみ）。

＜実施要領＞

当競技課目は「立止」、「停座」、「伏臥」の3姿勢中、犬は2姿勢を実行する必要がある。審査員は競技開始前に実行姿勢と実行順番を決定する。

指導手は常歩行進中、スチュワード指示にて犬に対し「第一姿勢」（立止／停座／伏臥の何れか）実行を命じ、その後「第二姿勢」実行を促す。行進中、左折又は右折実行が要求され、実行方向は全出場者にとって統一される必要がある。方向変更地点（左折、右折（実行角度は90度））は、マーカーによって印されているべきである。競技会単位では各姿勢及び右左折実行順序は変更可能とするが、一競技会に於いては全頭にとって統一されなければならない。

スチュワードは指導手に対し作業開始、姿勢実行（立止／停座／伏臥）声符発声タイミング、反転ターン及び作業終了位置を指示する。各コーナー作業は、スチュワード指示無しで行われる。各静止実行地点は、各10メートル直線部上の大よそ中央地点付近（5メートル）とする。指導手は第一姿勢実行用声符を発声した後、そのまま更に5メートル前進し（次反転マーキングまで）、指示にて反転し、犬へ向かう道程を沿う形で犬の左側を約50センチ間隔空けながら通過する。指導手が犬を約2メートル通過した地点に於いて、指示に従い新たに方向を変え、犬の元へと戻る。犬の元に到達した指導手は、静止する事無く脚側行進を命じる声符を発し、5メートル前方の次方向変換地点へと向かい、コース形状に応じ左折又は右折を実行し、次直線部中央付近まで前進する。続く作業は、当競技課目前半作業に於いて実施された要領に類似して実行される。スチュワードが停止を指示し、「作業終了」と伝えた時点で当競技課目作業は終了する。

各立止、停座及び伏臥実行姿勢方向は作業開始、屈折及び作業終了各地点を結ぶ想像上の線と平行でなければならない。各方向変換地点と犬の間隔は約50センチとするが、この場合犬種体高が考慮される。各コーナーを直角に曲がる必要があり、けして半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点コーンを出場ペアから見て左側に位置しながら曲り、左側を通過しなければならない。

<評価方法>

得点獲得の為、最低1姿勢実行が不可欠となる。犬が誤った姿勢に於いて静止した場合（例、伏臥の代わりに停座を実行）や1指定姿勢を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。誤った姿勢実行や姿勢実行を促す声符発声後一犬身以上犬が動き続けた場合、指導手が追加／重複声符を発した場合又は姿勢実行を促す大きな視符又は体符使用が確認された場合、該当姿勢評価は「未実行」と同評価とする。

姿勢実行声符に対し犬が一切静止しなかった場合（指導手が向き直るまでに静止に至らなかった場合）、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指導手が次方向変更地点に至るまでに犬の静止を促す追加声符使用が認められる。静止した場合、作業継続が認められるが当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実施内容と同時に実行される各姿勢（立止、停座、伏臥）の向きが作業開始地点、方向変更地点と作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行されているか注意が払われる必要がある。

静止位置からの離脱、遅い立止、停座、速度実行速度、進行方向より反れた姿勢実行、悪い脚側行進内容、歩度変更、屈折を半円上に実行、コースと平行でない脚側行進と指導手による作業中の犬の目視確認行為はミスと見なされる。前記行動が確認された場合、減点幅は1～4点とされるべきである。指導手が犬の脇を誤った側面に於いて通過した場合、1点減点されるべきである。

各姿勢実行を促すにあたり、追加声符使用は禁止されている。立止、停座、伏臥姿勢を促す際、視符や体符実行は重大ミスと見なされ、大幅な減点を引き起こす。実行強度と実行時間に応じ、3～5点の減点又は該当姿勢配点剥奪を意味する場合がある。

4.立止を伴う招呼（係点4／声符及び視符）。

<実施要領>

作業開始位置に於いて、指示により指導手は犬に対し伏臥を命じ、指示された方角に対し約25～30メートル進み、犬の方へ向き直り、静止する。指示により犬を招呼する。犬が全招呼距離の概ね中間地点に到達次第、指導手は犬に対し立止姿勢を命じる。約3秒後、指示により指導手は犬を再度招呼し、基本姿勢への移行を促す。この場合、スチュワードは招呼を促す声符発声タイミングのみ指示する。マーカー地点に於ける静止姿勢実行を促す声符発声はスチュワード指示無しで指導手の判断で行われる。静止を促すにあたり、一声

符又は視符使用が認められる。招呼を促すにあたり、犬名を併せて発することは認められるが、確立した二つの声符である印象を与えない様、連結使用されなければならない。

<評価方法>

犬は各招呼声符に対し意欲的な反応を示す必要がある。最低「速い Trot (軽速足)」に値する速度に於ける安定した招呼作業が要求される。遅い招呼実行速度はミスと見なされる。尚、招呼速度審査時、犬種特性が考慮される必要がある。声符発声直後に犬は制動を開始すべきである。制動、静止作業審査時、犬の招呼実行速度が考慮される必要がある。速い招呼速度に達している犬の場合、完全静止に必要となる時間的許容範囲を多少多目に設定しても良いが、遅い犬に関して許容範囲は設定されない。静止作業に於いて満点獲得には声符発声から完全停止までの移動距離は一犬身を越えてはならない。静止作業持ち点獲得の為、制動距離は三犬身分を越えてはならない。招呼を促す声符が合計2声符以上使用された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。1 実行姿勢から招呼を促す3つ目の声符発声又は2つの姿勢から各招呼を促す各2声符使用で当競技課目は「不合格」とする。姿勢実行声符が発せられてから犬の静止に至るまで三犬分以上必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。犬による静止動作が一切見受けられなかった場合、当競技課目は「不合格」とする。犬が誤った姿勢にて静止した場合、獲得可能最大得点は7点とする。初回招呼声符発声以前に犬が姿勢を停座や立止へ変更した場合、獲得可能最大得点は8点とする。初回招呼声符発声以前に犬が静止位置より一犬分以上離脱した場合、当競技課目は「不合格(0点)」とする。

5. 指定区域への送り出し、伏臥及び招呼(係点4/声符及び視符)。

<実施要領>

競技課目作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内にて一旦立止を命じ、その後伏臥を求めるか、直接伏臥実行を求めるかを審査員に告げるべきである。

指示により指導手は、犬に対し作業開始地点より約23メートル離れた3メートル四方を誇る指定範囲(四角/ボックス)へ向かわせる指示を出す。犬は直線上を指定範囲へ向い、進路上にある指定範囲正面側から侵入すべきである。犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢を促した後、伏臥姿勢移行を命じるか、直接伏臥実行を求めるべきである。一旦、立止が実行される場合、引き続き伏臥実行が命じられるまで立止姿勢を明白且つ、安定した形で実行される必要がある。

指示により指導手は、指定範囲右手前方に配置されているコーンに向かって前進する。コーン到達約2メートル直前にて左折実行指示を受け、左折実行後約3メートル地点到達時に新たに左折指示にて左折を行い作業開始地点へと戻る。第2左折実行後、約10メートル前進した地点にて、指導手は静止する事無くそのまま作業開始地点へ向かいながら、犬に対し招呼を促す指示を受ける。作業開始地点に到達した指導手は静止指示を受ける。

当競技課目作業中、指導手は合計4声符以上使用すべきでない。第4声符発声にて犬は指定範囲内に於いて立止を実行すべきである。指導手が犬に対し直接伏臥実行を促すことも可能とするが、この場合、合計使用声符数は3声符とする。犬の軌道修正が必要となった場合、声符と視符の兼用が認められる。

指定範囲規模(四角、ボックス)は3メートル四方とし、中央地点より作業開始地点までの距離は約23メートルと設定される。指定範囲の四隅は高さ約10~15センチ誇るコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある(例、テープや石灰線)。四角範囲仕切り線よりリング仕切り線までの距離は最低約3~5メートル誇る必要がある。

<評価方法>

犬の方向指示と声符に従う意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上重点が置かれ

るべきである。10点獲得には指導手は作業中最大4声符使用すべきであり、4つ目の声符は指定範囲内に於ける「立止」を促すために使用されるべきである。犬は声符に対し従うべきである（例、指定範囲内にて立止実行を命じられた場合は立止を、直接伏臥実行を促された場合は伏臥を実行する必要がある）。

指導手が声符発声と同時に基本姿勢から如何なる方角へ離脱した場合、当試験課目は「不合格（0点）」とする。指導手による過剰なボディランゲージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とする。犬が指導手指示無し停止した場合や伏臥へ姿勢変更等を自主的に行った場合、減点対象とする。

犬が指定範囲外にて伏臥を実行した場合、当試験課目は「不合格（0点）」と見なされる。犬が一旦伏臥姿勢を実行した後の再誘導は一切認められない。点数獲得の為、犬の全身が完全に指定範囲内にある必要があるが、尾に関しては例外とする。

指導手が第2屈折実行前に犬が伏臥から停座又は立止姿勢へ移行した場合、当試験課目は「不合格（0点）」とする。指導手が第2屈折実行後、犬を招呼する以前に犬が伏臥から停座又は立止姿勢へ移行した場合、当試験課目の獲得可能最大得点は5点とする。犬による指定範囲内に於いて伏臥姿勢離脱を伴わない移動行為が認められた場合、当競技課目の獲得最大得点は7点とする。招呼を命じられる前に犬が伏臥位置を離れ、指定範囲外に進んだ場合、当試験課目は「不合格（0点）」と見なされる。作業実行速度が極端に遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

招呼や立止、伏臥を促す一追加声符使用にあたり、2点減点とする。前記何れかの声符3度目使用により当競技課目は「不合格（0点）」とする。犬の軌道修正が求められる場面に於いてのみ視符使用が認められる。犬が指導手脇に居る場合の視符使用は2点減点とする。

指定範囲内にて犬が誤った姿勢を実行した場合は3点減点とし、立止姿勢が明白に実行されない場合は2点減点とする。方向指示又は軌道修正用追加指示はそれらの強さと犬がそれに従う意志に応じて減点幅が変化する。一声符あたり、1～2点減点とすべきである。作業開始地点に於いて作業展開方向、指定範囲を示す行為や犬に触れる行為は禁止されている。この様な行為が実行された場合、当競技課目の「不合格」を引き起こす。

6. 方向変換を伴う持来（係点3／声符及び視符）。

<実施要領>

作業開始地点に於いて指導手と犬は約5メートル前方に配置されているマーカーに向かって待機する。マーカー配置地点は二つのダンベル配置位置を結ぶ想像上の線との交差点より約10メートルに設定され、作業開始地点より各ダンベルを結ぶ線との交差点までの距離は約15メートルとする。スチュワードは木製ダンベル2個を線上に互いに約10メートル離れた地点に容易に目視可能な状態で配置される。抽選結果によって持来されるべきダンベル（左又は右）は先に配置される。

指導手は犬を伴い作業開始地点よりマーカーに向かうよう指示され、マーカー地点到達後、マーカーを通過する形でそのまま約1～2メートル前進する。更なるスチュワード指示にて犬を伴い指導手は反転し、マーカー配置位置に再度到達次第、指導手は犬に対し作業開始地点に向ったまま立止状態で静止するよう促す。指導手は犬を残し、単独で作業開始地点に戻り、ダンベル配置方角に向き直る。約3秒後、指示により指導手は、抽選により決定されたダンベルの元へ犬を向かわせ、正しい実行方法にてダンベル持来と受渡しを促す。遠隔操作声符（右／左）と持来声符の発声は時間を空けずに連続発声されるべきである。持来を促す声符発声が遅れた場合、追加声符使用と見なされる。

<評価方法>

方向指示と持来声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに正しいダンベルへの最短距離選

定に審査上重点が置かれるべきである。作業開始地点に於ける作業展開方向を示す又は犬に触れる行為実行は当競技課目の「不合格（0点）」を引き起こす。当課目得点を獲得する為、犬はマーカー脇にて前進指示を受けるまで立止姿勢にて静止し続ける必要がある。静止位置から離脱する犬、伏臥又は停座姿勢に移行する犬の当競技課目獲得可能最大得点は8点とする。指導手指示以前に犬が一犬身以上指示された静止地点より離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。

犬が間違ったダンベルへ向かう途中、指導手によって静止され、軌道修正を受けた後、正しいダンベルに向かい持来した場合、3点減点されるべきである。尚、間違ったダンベルより正しいダンベルへ一旦静止する事無く軌道修正が成功した場合、2点減点されるべきである。犬が間違ったダンベルを咥え上げた場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

方向指示又は軌道修正用追加指示はそれらの強さと犬がそれに従う意欲に応じ減点幅が変動する。1使用声符あたり、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

7. 嗅覚による最大6個の物品選別（係点4／声符のみ）。

<実施要領>

作業開始地点に於いて指導手は犬と共に基本姿勢にて待機する。指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片（10×2×2センチ）を指導手に渡し、約10秒間手で保持させる。この段階に於いて犬は木片に触れる又は木片を嗅ぐ事は認められていない。その後、指導手は木片を受渡し、向きを変える様スチュワード指示を受ける。各木片は犬の視野内又は視野外にて配置されるかは指導手判断に委ねられる。脚側位置維持や静止を促す声符使用は認められる。スチュワードは指導手より触ることなく受け取った木片と他類似木片5つを指導手より約10メートル前方の地面に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外の5つの木片は素手で配置される。各木片は円状又は水平線上に互いに約25センチ離れた位置に配置される。木片配置パターンは全出場者共通で用いられるべきであるが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても構わない。尚、各木片が一線上に配置される場合、指導手が保持した物品は左右先端位置に配置されてはならない。

その後、指示により指導手は向き直り、指示により犬に対し、印が施された木片を選別、持来するよう促す。犬は一般規程該当規程に基づき指導手が保持した木片を選別、持来、受け渡すべきである。意欲的且つ目的意識のある作業が見受けられる場合に限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新たに6つの木片が準備されている必要がある。

<評価方法>

審査上、犬の作業意欲と作業実行速度に重点が置かれるべきである。犬が間違った木片を一旦咥え上げた後、正しい木片を持来した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。作業開始時、スチュワードに返還される以前に指導手が保持する木片に対し犬が接触又は嗅ぐ行為を実行した場合、配置木片付近に犬がいる際各種指導手指示が見受けられた場合や犬が間違った木片を2回咥え上げた段階で当競技課目は「不合格（0点）」とする。正しい木片を選別中、他木片に対する嗅当て行為はミスと見なされない。

8. 遠隔操作による6姿勢変更（係点4／声符及び視符）。

<実施要領>

犬は指導手指示に従い、静止位置を変える事無く姿勢を6回（停座、立止、伏臥）変更すべきである。作業実行地点後方に二つのマーカーによって結ばれる想像上の境界線が設定されている。当境界線前方に設定されている作業開始地点に於いて、指示により指導手は犬に対し伏臥実行を命じる。指示により、指導手は指示された犬の前方約10メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は常に「停座⇒立止⇒伏臥」又は「立

止⇒停座⇒伏臥」であるべきであるが、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す指示」とする。各姿勢指示順序は全出場者統一とする。

スチュワードは指導手に対し、各姿勢実行順序を図や電光表示板にて示す。スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約3～5メートル離れた地点にて姿勢表示を行うべきである。実行されるべき各姿勢の表示は約3秒毎に変更される。

指導手は犬と距離を空けた状態では声符及び視符使用が認められるが、それらは短く、同時に使用される必要がある。最終伏臥を命じた後、指示により指導手は犬の元へ戻り、指示により脚側停座を促す。

＜評価方法＞

姿勢変更実行速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時に於ける実行位置維持に重点を置いた審査が要求される。点数獲得には犬は作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上移動してはならない。四方へ実行される全移動距離は合算される。犬が6姿勢の内、一姿勢の誤実行又は未実行が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。2姿勢誤実行又は未実行時の場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。犬が指示された姿勢を実行せず、次に指示される姿勢を実行した場合や一犬身以上移動した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。得点獲得の為、犬は指導手指示に従い姿勢を最低4回変更しなければならない。

指導手が犬の元へ戻る前に犬が停座に移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。長時間の発声、大げさな又は長時間使用される視符は減点を引き起こす。

一姿勢変更実行にあたり2声符必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。2声符目発声による指示姿勢実行が拒絶された場合、該当姿勢は審査上未実行と見なされる。一姿勢を促す追加又は重複指示使用は2点減点とする。続く各追加指示は1点減点とする。一追加声符／視符使用によって実行される姿勢が合計3～4姿勢であった場合、使用された各追加声符／視符に対し犬が迅速に従い、それら追加声符／視符使用により各姿勢が明白に実行され、当競技課目他課題実行内容がエクセレント評価に該当する場合に限り、当競技課目に於ける点数獲得が可能となる。

9.障害飛越を伴う金属ダンベル持来（係点3／声符のみ）。

＜実施要領＞

指導手と犬は、指導手が選定した障害から約2～4メートル離れた地点にて基本姿勢で待機する。スチュワードより金属ダンベルを受け取った指導手は、指示によりダンベルを障害反対面に投擲する。その後、指示により指導手は犬に対し障害往路飛越実行、ダンベル啞え上げ、復路飛越を伴うダンベル持来を命じる。「持来を促す声符」は遅くとも犬が往路飛越開始するまでに発声されなければならない。

＜評価方法＞

作業は基本姿勢より開始され、犬が持来したダンベルを受渡し、スチュワードが「作業終了」と告げると同時に終了する。投擲されたダンベルを一瞬探す必要がある場合、犬の作業意欲が持続する限り減点対象としない。飛越時に於ける如何なる軽度障害接触が見られた場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。障害足掛け行為、往復飛越未実行や飛越により障害が倒された場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。犬が声符発声を予測し事前に作業を自主的に開始した場合、減点幅は2～4点とすべきである。持来や飛越追加／重複声符使用は2点減点とする。ダンベル投擲時に犬が基本姿勢を離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

10.総合評価課目（係点2）。

＜評価方法＞

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠である。正確性及び

精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高得点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり、相互的な作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全動作が総合評価に反映される。

犬が制御不能となり、作業中又は競技課目間に於いてリング退場を伴わない指導手離脱を行った場合、「総合評価得点」は0点とする。犬によるリング内排便、排尿行為が確認された場合、「失格」が言い渡される。

(5) F C I オビディエンスⅢ。

1. グループ内で犬から見えない場所に隠れての2分間の停座（係点2／声符のみ）。
2. グループ内で犬と対面しての1分間の伏臥及び招呼（係点2／声符及び視符）。

<実施要領>

第一及び第二競技課目は連続実施される。

第一競技課目＝第一部 「グループ内で犬から見えない場所に隠れての2分間の停座」

第二競技課目＝第二部 「グループ内で犬と対面しての1分間の伏臥及び招呼」

課目毎の獲得得点は第二部作業終了後に個別に発表される。

グループ内全指導手が互いに約4メートル間隔で並列した状態で、各自犬と共に基本姿勢を取り終え、スチュワードが作業開始を告げた時点より作業開始とする。全指導手がリングに戻り、犬との距離を最低10メートル開けた状態で犬と向き合って静止し、スチュワードが作業終了を告げると同時に「第一部」作業は終了される。第二部は第一部終了直後に継続実施される。

各犬は基本姿勢にて互いに約4メートル間隔にて待機する。指示により各指導手は犬から離れ2分間に渡り、指定された位置にて犬の視野外にて待機する。全指導手が犬の視野外に移ったと同時に時間計測が開始される。2分経過後、指示により各指導手はリング内に戻り、スチュワードが指定する位置にて一旦静止指示を受ける。その後、指示により各指導手は指導する犬の前方約最少10メートル離れた地点まで進み、対面状態にて再静止が指示される。

これにて「第一部」が終了し、その直後に「第二部」が開始される。

スチュワードにより「第二部開始」が告げられる。この段階では全頭停座姿勢を実行中であるべきである。第一部作業中に誤った姿勢を実行した犬の指導手は、スチュワード指示にて犬に対し正しい「停座姿勢」実行を命じる。

各指導手は左から右へ向かった順で指導する犬に対し各自伏臥を命じるよう、スチュワードに指示される。一分間に及ぶ伏臥実施後、各犬は右から左に向かった順に、指示により各指導手によって呼び寄せられる。各犬の招呼実行を順に指示するスチュワードは、招呼指示を出した犬の招呼が完了し基本姿勢に移り終えた後に初めて次の犬の元へ進む。

他犬に影響を及ぼしかねない音量の大きい声符使用は重度の減点を引き起こす。

1グループは最大4頭によって構成されるべきであり、3頭未満の構成は認められない。尚、1競技会に於ける「クラス3」出場犬総数が5頭のみ存在する場合、5頭で1グループを構成することが認められる。

第二部作業開始と同時に作業中止扱いとなる犬や招呼作業実行を拒む指導手の取り扱いについては、担当審査員に委ねられる。

<評価方法>

第一部作業中、立止又は伏臥姿勢へ移行した犬の第一部点数は0点とする。犬が自分の実施位置を一犬身以上離れた場合、グループ作業全体（第一と第二部）が0点と評価される。2分経過後、各指導手が既にリング内に於いて並列し終えた後に犬が自主的に伏臥又は立止姿勢に移った場合、獲得可能最大得点は5点とする。

第一部作業終了後、立止又は伏臥を実行している犬に対し順に停座を命じる事が認めら

れる。この場合、停座姿勢を促す第一指示は減点対象としないが、更なる指示が必要となった場合、2点減点とする。「第二部」に於いて犬が停座を実行しなかった場合、第二部作業評価は「不合格（0点）」と見なされる。

第二部作業開始後に犬が停座から立止又は伏臥に姿勢変更した場合、指導手による姿勢修正指示は認められない。各犬に対し伏臥実行が命じられる段階に於いて、既に伏臥を実行中の犬の獲得可能最大得点は7点とし、同段階に於いて既に立止中の犬の獲得可能最大得点は8点とする。

指導手指示以前に犬が伏臥に移った場合（例、隣接犬に対し命じられた指示に対する反応）、第二部に於ける獲得可能最大得点は最大8点とする。

犬が伏臥を実行しなかった場合、1分間の間に犬が停座又は立止に姿勢変更した場合、一犬身以上静止位置から離脱した場合、仰向けになった場合、第二部作業の評価は「不合格（0点）」と見なされる。横たわった場合、獲得可能最大得点は7点とする。

他犬に対し使用された招呼を促す声符により犬が招呼実行した場合、第二部作業の獲得可能最大得点は最大5点とする。声符が使用されず犬が自主的に指導手の元へ戻った場合、第二部作業評価は「不合格（0点）」となる。犬が招呼実行に追加／重複声符を必要とした場合、獲得可能最大得点は7点とする。

犬が1～2回吠えた場合、1～2点の減点とする。尚、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、該当課目は「不合格（0点）」と見なされる。

全過度な動きは減点対象とする。左右の重心移動等の落ち着きの無さも減点を引き起こす。犬は頭部位置を変更し、周囲を見ることが認められる。犬はリング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、この場合精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。犬が立ち上がり他犬に接近した場合、その行為が重大な作業妨害に値する又は他犬との格闘が恐れられる場合、作業は一旦中断され妨害を引き起こした犬以外の全犬は競技課目を継続実行する。

第一競技課目と第二競技課目は「一課目」と解釈されるが、競技課目間に於ける指導手による犬に対する関与（ご褒美を与えるや意思疎通を図る行為）は一切禁止されている。

これら2競技課目作業中、出場犬正面リング側面を観客立入禁止にする事が推奨される（リング要員は立入可）。選考会級競技会や世界選手権大会に於いて前記推奨は義務とする。

3. 紐無し脚側行進（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

脚側行進作業に於いて様々な歩度（緩歩、常歩、速歩）と組み合わせられる右左折、反転ターンや停止が審査対象となる。指導手が静止地点より様々な方向に向かって、2又は3歩移動する作業時や静止地点より右左折や反転ターンを実行する際の犬の服従性も試される。更に一屈折部が想定されるべき指導手により実施される5～10メートル（15～30歩）に渡る後退作業に於ける犬の態度も試される。作業開始及び終了はスチュワードが指示する。後退作業実施進路に障害物がなく、安全である事が事前に確認される必要がある。後退作業距離を正確に測定可能にする為、スチュワード用に目標物が設定される必要がある。

同一試験や競技会に於ける脚側行進実施要領は、全出場者にとって統一される必要がある。

<評価方法>

作業大半を犬が指導手から前方又は後方へ50センチ以上離れた位置に於いて行進した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

歩行速度が遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6～7点とする。注意力が不足する脚側行進態度や追加声符使用はミスと見なされる。指導手進行方向から外れた脚側行進

姿勢は概ね2点減点とする。コーナーや反転ターン実行直前、実行中や実行後の行進速度低下や静止行為は減点扱いとする。指導手行進に影響を及ぼす又は妨げる極度に密着した行進態度も減点対象とする。指導手に対する寄りかかる又は進路を妨げる行進態度はより高い減点対象とする。

後退作業実施中、指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。後退作業内容が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は1～2点とする。

4. 行進中の立止、停座及び伏臥（係点3／声符のみ）。

<実施要領>

審査員は作業開始前に実行されるべき各姿勢実行順序を決定する。スチュワード指示に従い常歩行進中の指導手は犬に対し立止、停座及び伏臥姿勢実行を命じる。行進中、右折及び左折作業が設定されている。左折や右折（90度）が実行されるべき地点は、マーカーによって印されるべきである。各姿勢実行順序及び左右への屈折順序変更は想定可能とあるが、一競技会に於ける全出場犬にとって同一順序に設定される必要がある。

スチュワードは指導手に対し作業開始、犬に対する各姿勢実行声符使用（立止、停座、伏臥）、指導手による反転ターン実行並びに作業終了基本姿勢を取るタイミングを指示する。各一姿勢は10メートルに及ぶ各直線部中央付近（5メートル地点）に於いて実行されるべきである。指導手は第一姿勢実行声符を発声した後、そのまま次反転マーキングまで更に5メートル進み、指示にて反転し、その反転地点へ向かう道程を沿う形で、犬の左側を約50センチ間隔空けながら通過する。指導手が犬を約2メートル通過した地点に於いて指示に従い、更に方向を変え、犬の元へと戻る。犬の元に到達した指導手は静止する事無く脚側行進を命じる声符を発し、5メートル前方の次方向変換地点へと向かい、コース形状に応じて左折又は右折を実行後、次直線部中央付近まで前進する。続く作業は、第一直線部に於いて実施された実施要領に基づき実行される。スチュワードが静止を促し、「作業終了」を伝えた時点で作業は終了する。

各立止、停座及び伏臥実行姿勢位置は作業開始、屈折及び作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行されなければならない。各方向変更地点と犬の間隔は約50センチとするが、この場合犬種体高が考慮されるべきである。指導手はコーナーを直角に曲がる必要がある、けして半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点マーキングに対し出場ペアから見て左側に位置するよう曲り込み、右側より通過しなければならない。

<評価方法>

当競技課目に於いて得点を得る為、最低2姿勢が正しく実行される必要がある。犬が間違った姿勢に於いて静止した場合（例、伏臥の代わりに停座を実行）や1姿勢を誤実行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は最大7点とする。「姿勢ミス」とは犬が誤った姿勢を実行した場合、姿勢実行声符が発せられた後、犬が一犬身以上前進し続けた場合、姿勢実行を促す追加／重複声符が使用された場合、姿勢実行を促す大げさな視符又は体符が使用された場合と定義される。

犬が指示された姿勢位置にて姿勢を実行せず、一切静止せず前進し続けた場合（例、指導手による反転ターン実行までの間）、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指導手が次なる反転ターン地点に到達するまでの間、犬を静止させる為、追加声符使用が認められる。この場合、静止を促す事に成功した場合、作業継続は認められるが、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

当該課目審査にあたり脚側行進内容が重視されると共に実行される各姿勢（立止、停座、伏臥）実行位置が発地点、各屈折地点と終着地点を結ぶ想像上の線に対し平行に実行されているかが審査される。犬による静止位置離脱、遅い立止、停座、伏臥姿勢実行速度、行進方向から外れた姿勢位置、悪い脚側行進内容、歩度変更、正確でない屈折作業実行、不

正確な行進位置（想像上の線と平行した行進）維持等は指導手が単独行進中に犬の方を振り向く行為と同様ミスと解釈され、減点幅は1～4点とすべきである。各姿勢を促す追加声符使用は禁止されている。各姿勢を促す視符や体符使用は重度なミスと捉えられ、大きく減点される。これらの実行の強さと実行時間に応じ、減点幅は3～5点とし、程度に応じこれら補助行為が実行された該当姿勢持ち点自体がなくなる場合もある。

5.立止と伏臥を伴う招呼（係点4／声符及び視符）。

<実施要領>

指示により指導手は、犬に対し伏臥姿勢を命じ、そのまま指示された方角に向かって約30～35歩進み、静止する。スチュワード指示で指導手は犬を招呼し、犬が前記距離三分の一地点に到達した段階で指導手は「立止を促す声符」又は視符使用し、犬を静止させる。指示により指導手は、犬を再度招呼する。指導手は犬が全距離約三分の二地点に到達した地点に於いて「伏臥を促す声符又は視符」を下す。二回目の静止実行約3秒後、更なる指示で指導手は犬を新たに呼び寄せ、基本姿勢を取らせる。スチュワードはあくまでも犬の招呼指示を指導手に出す。静止指示は犬が設置されているコース・マーキング（コーン）に到達次第、指導手が自ら下す。声符と視符の交互使用が認められる為、第一静止姿勢を促す際は声符、第二静止姿勢を促す際は視符を使用することが可能とするが同時使用は禁止されている。各招呼声符に犬名を併せて使用することも認められるが、二つの単独声符が発声された印象を与えてはならない為、連続発声される必要がある。

<評価方法>

犬は各招呼指示に対し意欲的に反応することが重要である。適正な安定度のある一定な招呼速度が求められる。最低「速いトロット（軽速足）」に値する実行速度が要求される。遅い作業実行速度はミスと見なされる。尚、速度評価にあたり犬種特性が考慮されなければならない。姿勢実行を促す声符が発せられ次第、犬は即座に減速を開始すべきである。制動から静止過程の審査にあたり、犬の速度が考慮される必要がある。この場合、速度が速い犬が必要とする制動距離は審査上一定の許容範囲を与えるべきであるが、遅い犬の場合は考慮されない。

静止動作の満点を得るには静止を促す指示から静止までの制動距離は一犬身以上に達してはならない。静止作業持ち点を得るには制動距離は約三犬身を越えてはならない。招呼作業を促すにあたり合計3声符以上使用された場合、獲得可能最高得点は7点とする。一姿勢からの招呼実行を促すにあたり、3つ目の指示にて当競技課目は「不合格」とみなされる。犬が命じられた姿勢をミスした場合（例、三犬身以上進んだ地点で静止）、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。犬が1姿勢の実行地点を無視し、そのまま前進し続け、静止動作が確認されなかった場合、獲得可能最大得点は5点とする。犬が二つの姿勢実行位置にて二回共静止せず、そのまま前進を継続した場合や命じられた姿勢を誤った順序で実行した場合、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。犬が命じられた姿勢以外で静止した場合、獲得可能最大得点は7点とする。犬が姿勢を途中で自主的に変更した場合、2点の減点とすべきである犬が初回招呼指示以前に停座や立止姿勢に移った場合や一犬身以内の移動が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とする。初回招呼指示以前に犬が一犬身以上伏臥実行位置を離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

6.方向転換を伴う指定区域への送り出し、伏臥及び招呼（係点4／声符及び視符）。

<実施要領>

作業開始前、指導手は犬が最終指定範囲（四角／ボックス）に到達次第、一旦立止姿勢を命じ、その後伏臥姿勢を実行させるか、直接伏臥姿勢実行を促すかを審査員に告げる。指示にて作業開始地点より指導手は犬を円に向かって送り出し、円内に於いて立止を促す。

この場合、犬の四肢は円内にある必要がある。円の直径は2メートル誇り、円中心から出発地点までの距離は約10メートルとする。円中心は非常に小さい印（コーンや円錐使用は不可）を施すことは認められるが、必ずしも施される必要はない。

円外径はマーキングによって明白に目視可能となるよう印される必要がある。印すにあたり最低8か所のマーキング線（短いテープ片、石灰線等）又は円全体を描くマーキングが施されている必要がある。

犬が円内にて約3秒間静止した後、指示により指導手は、犬に対し直接的な道程で出発地点より約25メートル離れた面積3×3メートルを誇る指定範囲（四角／ボックス）に向かわせる。

犬は指定範囲に対し直線上を進みながら前進し、正面より進入すべきである。

指定範囲及びマーキングされた円はリング側面から最低約3メートル離れたリング内の位置にて設定されなければならない。高さ約10～15センチ誇るコーンが指定範囲四隅に配置され、各コーン外面をテープ、石灰等によって目視可能な線を結ぶ必要がある。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢実行を命じた後、即座に伏臥を命じるか、又は直接伏臥姿勢実行を命じる。立止姿勢が促された場合、続く伏臥姿勢が命じられるまで実行される立止姿勢は明白且つ、安定したものでなければならない。

指示により指導手は犬に向かって進み、指定範囲に到達する約2メートル手前の地点に於いて屈折（90度）を実行するよう新たな指示を受ける（尚、指導手は指定範囲（四角）に進入する指示は受けない）。屈折実行後、約10メートル地点に於いて、作業開始地点へ向かうよう新たな指示を受ける。その後、更に10メートル進んだ地点にてスチュワードは指導手に静止する事無く犬を招呼するよう指示する。指導手が出発地点に到達次第、静止指示を受ける。

犬は円と指定範囲に向かってそれぞれ直線上を進み、進路に向けた指定範囲面より進入すべきである。出発地点と円中心並びに円中心から指定範囲（四角）を結ぶ各線は円中心にて90度の角度を構成すべきである。

<評価方法>

方向指示と声符に従う意欲、犬の作業実行速度並びに最短距離選定が審査の重点となる。

犬が指定範囲に対し左右何れかの側面や後方面から侵入した場合、0.5～1点減点されるべきである。10点獲得には指導手は作業中、最大6声符使用可能となる。6つ目の声符は指定範囲内の「立止」用に想定されている。「立止」を促すことなく直接伏臥実行を促す選択肢もあるが、この場合最高使用可能指示は5つとなる。

与えられた指示や視符に対し犬は必ず応じる必要がある。即ち、指定範囲に於いて「立止」を促す声符が発せられる場合、必ず「立止」を行う必要がある。伏臥を促す声符が使用された場合、犬は即座に伏臥姿勢を実行しなければならない。

犬が指示無しで自主的に作業を行った場合、減点対象とする。即ち、円内に於ける立止を促す声符又は指定範囲内に於ける「立止」と「伏臥」を促す声符が指導手によって必ず発せられる必要がある。声符発生と同時に指導手が如何なる方角に向かって基本姿勢から離脱した場合、当試験課目は「不合格（0点）」と見なされる。

指導手による過剰なボディランゲージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とすべきである。犬の四肢が完全に円内にある状態で初めて指定範囲へ向かわせる指導手指示が出されるべきである。円内にて停座や伏臥へ移る犬の作業は最大8点とする。尚、犬が円や指定範囲外（円又は四角）にて停座や伏臥を実行した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。犬が一旦伏臥姿勢に移行した後、修正用の指示使用は禁止とする。点数獲得の為、犬は完全に指定範囲内に居る必要があるが、尾に関しては例外とする。

指導手が実行する第2屈折作業以前に犬が停座又は立止姿勢へ移行した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指導手が第2屈折実行後、犬を招呼する前に犬が停座又は立止姿勢へ移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。伏臥姿勢変更を伴わない犬の指定範囲内（四角）に於ける移動行為が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。招呼される前に犬が指定範囲を離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。作業実行速度が非常に遅い場合、獲得可能最大得点は約6点とする。

二回目の招呼、立止（円と四角内作業に該当）又は伏臥を促す声符は減点を引き起こす。1声符あたり、2点減点とする。前記指示三回目使用で該当競技課目は「不合格」とする。視符使用は犬の遠隔操作作業に於いてのみ認められる。犬が指導手脇に居る状態に於ける視符使用が確認された場合、2点減点とする。

誘導又は再誘導を促す追加／重複指示はそれらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、1指示に対し、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

犬が指定範囲（四角）に於いて誤った姿勢を実行した場合、3点減点とし、立止姿勢が明白に実行されない場合、2点減点とする。追加方向指示は強さと犬がそれに対し従う意思に応じ、減点幅が異なる。一声符あたり、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

作業開始地点に於いて作業展開方角（円や指定範囲）を示す行為や犬を触る行為は禁止されている。この様な禁止行為実行は競技課目全体の「不合格（0点）」を引き起こす。

7. 方向転換を伴う木製ダンベル持来（係点3／声符及び視符）

<実施要領>

互いに約5メートル間隔にて3つの木製ダンベルが明白に目視可能な状態で配置される。出発地点は中央に配置されたダンベルより約20メートル離れた地点に設定されている。指示により指導手は、犬に対し円に向かうよう指示を出し、犬に対し円内に於いて立止姿勢実行を命じる。この場合、犬の四肢は完全に円内に位置付けられる必要がある。円の半径は2メートルを誇り、円中心点は作業開始地点より約10メートルに位置する。円中心上に小さなコーンが配置されている。円の外輪は最低8か所のマーキング線（短いテープ片、石灰線等）又は全円外輪が印される必要がある。約3秒後、指示により指導手は犬をくじ引きで決定された左右何れかのダンベルへ向かわせる。指導手指示にて犬は命じられたダンベルを正しく持来し、受け渡さなければならない。方角指示（右／左）及び持来を促す声符は連続的に発せられるべきである。持来声符発声が遅れた場合、追加／重複声符使用とみなされる為、注意が必要である。

抽選の結果、犬が持来すべきダンベルが決定された後、スチュワードは3つのダンベルを配置する。中央に配置されるダンベルは抽選対象外とする。選出されたダンベル（右又は左ダンベル）は常に最初に配置される。配置にあたり、各ダンベルはリング仕切り面より最低3メートル開けた位置に置かれなければならない。スチュワードによるダンベル配置作業中、指導手と犬は中央ダンベルから約20メートル離れた作業開始地点で基本姿勢にてダンベルに向かって待機する。

<評価方法>

犬の作業意欲、操作性及び作業実行速度、ダンベルへの最短距離選定に重点が置かれる。当競技課目配点点数獲得の為、犬は必ず円内に於いて「立止」すべきである。コーン側面に於いて伏臥又は停座を実行する犬の当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。

誘導又は再誘導を促す追加指示はそれらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、1指示に対し、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

犬が間違ったダンベルに向かう途中、指導手によって一旦静止され、その後正しいダンベルに向かい、持来後受け渡しを行った場合は3点、誤ったダンベルへ向かう犬を一旦静止

させる事無く正しいダンベルへ軌道修正した場合、2点減点されるべきである。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた時点で当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。

8. コーン回りへの送り出し、立止、停座又は伏臥並びに方向転換と障害飛越を伴う木製ダンベル持来（係点4／声符及び視符）

<競技課目説明>

競技開始前、審査員はコーン外周し終えた後、指導手の方へ戻ってくる途中、犬によって実行されるべき静止姿勢（立止、停座、伏臥）を決定する。決定された静止姿勢は同クラス出場全頭によって実施される。指導手は自分の立ち位置から見て犬が左右何れの方角に於いて持来と飛越を行うべきかをくじ引きで決定する。抽選結果によって犬が飛越枠又は障害を飛越すべきであるかが決定される。結果はこの段階では指導手に発表されない。犬が事前決定された静止姿勢を実行した後、初めて続く持来作業内容が指導手に告げられる。持来対象となる木製ダンベルとは関係無く、木製ダンベルは一競技会に於いて常に同一順序にて配置される（右から左へ又は左から右へ）。

作業開始地点より約20メートルの距離に高さ約40センチを誇る、明白に目視可能なコーンが配置されている。障害と飛越枠間の距離並びに出発地点から各障害設定地点までの距離は5メートルとする。

様々な犬種用に互いに異なる3サイズの木製ダンベルが準備される必要がある。最も大きいサイズのダンベル自重は最大450グラムを誇るべきである。使用される各ダンベルは原則的に犬の体高に比例するべきであるが、使用サイズ選定権は指導手にある。

<実施要領>

指導手は犬を伴い作業開始地点に於いて基本姿勢にて待機する。スチュワードは作業開始を告げ、各障害後方約5メートル地点にて木製ダンベルを配置する。続く指示により指導手は犬に対し単独でパイロン外周回りを命じ、犬がパイロンを外周し終えパイロンより約2メートルの復路地点に到達次第、この場合決して配置されている二つの木製ダンベルを結ぶ想像上の線が往路の道筋と交差する地点を越えていない事が前提となるが、指導手は自主的に作業開始前に審査員によって決定された姿勢実行を犬に命じる。声符と視符の同時使用が可能である。姿勢維持約3秒後、スチュワードは指導手に対し犬が持来すべきダンベルを告げる。その後、指導手は犬を自ら選出し、これまで結果が伝えられていなかった指定ダンベルの元へ犬を向かわせ、木製ダンベル前方に設定されている障害又は飛越枠の飛越を伴うダンベル持来と基本姿勢移行を命じる。

<評価方法>

犬の方向指示と声符に従う意欲、作業実行速度並び、最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。犬は終始安定度のある最低「速いトロット（軽速足）」に相当する速度にて作業を行う必要がある。遅い作業実行速度は1～5点減点される。尚、作業実行速度評価にあたり、犬種特性が考慮されなければならない。指導手によって与えられた指示に対し犬は迅速に服従すべきである。作業実行速度が速い犬については多少の許容範囲が設定されるが、速度が遅い犬には設定されない。当競技課目得点獲得の為、犬は作業継続を促す次なる指示を受けるまで各姿勢（立止、停座、伏臥）を継続維持しなければならない。誤った姿勢を実行した犬の当競技課目獲得可能最大得点は8点とする。コーン到達前に犬が戻る行動に転じた場合、コーンへ到達させる為の軌道修正が必要となるが、減点対象とする。

犬がコーンを回らない場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」とする。指導手は方向を指示するにあたり、2指示使用が認められる（犬が服従する事を前提に1追加指示あたり、1点減点とする）。コーンを回り終えた後、指導手指示で犬は正しい姿勢（立止、停座又は伏臥）にて静止すべきである。

犬が指示姿勢（立止、停座又は伏臥）を実行した後、犬が持来すべきダンベルに関する情報（右又は左）が提供される。犬がダンベルを咥え上げた後、指導手は飛越を促す声符を発する事が認められる。持来すべき正しいダンベルを咥え上げることなく指導手に向かって配置されているダンベル間の想像上の線を越えた場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」と見なされる。

犬が間違ったダンベル（又は障害）へ向かう途中、指導手によって一旦静止が命じられた上、軌道修正を受け（2指示にて）、正しいダンベルを持来した場合、3点減点されるべきである。

尚、誤ったダンベル（又は障害）より正しいダンベル（障害）へ一旦静止する事無く軌道修正が成功した場合、2点減点されるべきである。

方向指示又は軌道修正に用いられる追加指示はそれらの強さと犬が従う意欲に応じて減点幅が変化する。一声符あたり、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

犬がコーンへ向かう途中、障害飛越を実行した場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」と見なされる。犬が誤ったダンベルを咥え上げた場合、障害飛越を実行しない場合や指定外障害を飛越した場合、当競技課目全体を「不合格（0点）」とする。

飛越時、犬が障害に接触した場合、2点減点されるべきである。飛越実行時、犬が「障害柵バー」を落とした場合、2点減点されるべきである。飛越時の障害足掛け行為や障害が倒された場合、当競技課目全体を「不合格（0点）」とする。犬が指示を予測し作業を自主的に行った場合、2～4点減点されるべきである。犬が無指示で自主的に作業を行った場合（例、指示前に静止する）、2点減点されるべきである。

作業開始地点に於いて作業展開方角を示す行為や犬に触れる行為は禁止されている。この様な行為実行により競技課目全体の「不合格（0点）」を引き起こす。

9. 嗅覚による6～8個の物品選別（係点3／声符のみ）

<実施要領>

作業開始地点に於いて指導手は犬と共に基本姿勢にて待機し、スチュワード指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片（10×2×2センチ）を指導手に渡し、約5秒間手に保持させる。この段階で犬は木片に触れる又は木片を嗅ぐ行為は禁止されている。その後、スチュワードは指導手に対し木片を手渡しし、向きを変えるよう指示する。各木片は犬の視野内又は視野外にて配置されるかは指導手判断に委ねられる。

脚側位置維持や静止を促す指示は認められる。

スチュワードは指導手より触ることなく受け取った木片と他類似木片5～7個を指導手より約10メートル前方の地面に配置する。

指導手から受け取った木片以外の5～7つの木片は素手で配置される。各木片は円状又は水平線上に互いに約25センチ間隔に配置される。木片配置パターンは全出場者共通で用いられるべきであるが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても構わない。配置パターンは競技会によって変化されても良い。配置パターンに於けるハンドラー臭移行木片の配置位置に関する制限はないものとする。

その後、指導手は向き直るよう指示され、指示により指導手は、犬に対し印が施された木片を選別、持来するよう促す。犬は一般規程該当規程に基づき指導手が保持した木片を選別、持来し、受け渡す必要がある。

意欲的且つ目的意識が見られる作業が実行される場合に限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新たな木片が準備される必要がある。

<評価方法>

犬の作業意欲と作業実行速度に審査上重点が置かれるべきである。当競技課目作業前半、

指導手が保持する木片をスチュワードへ返還する前に犬が木片に接触又は嗅ぐ行為を実行した場合、犬が配置木片付近に於いて作業中に指示が下された場合や犬が誤った木片を持来した場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」と見なされる。正しい木片を選別中、他木片に対する嗅当て行為はミスと見なされない。

10. 遠隔操作（係点4／声符及び視符）

<実施要領>

犬は指導手指示に従い指定位置を変える事無く姿勢を6回（停座、立止、伏臥）変更すべきである。作業実行地点後方に二つのマーカーによって結ばれる想像上の境界線が設定されている。スチュワード指示にて、指導手は犬に対し境界線前方に設定されている作業開始地点に於いて伏臥実行を命じる。その後、指示により指導手は、単独で指示された犬の前方約15メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は競技会によって変更される事は可能とするが、全出場者にとって同一設定される必要がある。各姿勢は2回実行される必要があり、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す指示」とする。スチュワードは指導手に対し各姿勢実行順序を図や電光表示板にて示す。

スチュワードは犬が目視不可能な、約3～5メートル離れた地点で姿勢表示を行うべきである。各姿勢表示を約3秒間行われる。指導手は声符と視符使用が認められるが、それらは短く、同時に使用される必要がある。最終伏臥実行を命じた後、指示にて指導手は犬の元へ戻り、指示により犬に対し基本姿勢を促す。

<評価方法>

姿勢変更実行速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時の実行位置維持に重点を置いた審査が要求される。点数獲得には犬は作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上移動してはならない。四方へ実行される全移動は合算される。犬が6姿勢の内、1姿勢を誤って実行又は実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。犬が指示された姿勢を実行せず、次姿勢を実行した場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」とする。当競技課目得点獲得の為、犬は指導手指示に従い姿勢を最低5回変更しなければならない。

指導手が犬の元へ戻る前に犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。長時間の発声、大げさな又は長時間使用される視符は減点を引き起こす。

1姿勢変更実行にあたり2声符必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。2つ目の指示による指定姿勢実行が拒絶された場合、該当姿勢は審査上未実行と見なされる。1姿勢を促す追加／重複指示により2点減点とする。続く各追加指示は1点減点とする。1追加声符／指示使用によって実行される姿勢が3～4姿勢であった場合、各追加声符／視符に対し犬が迅速に従い、それら追加声符／視符使用により各姿勢が明白に実行され、当競技課目実行方法に於いて他問題点がなくエクセレント評価に値する場合に限り、当競技課目に於ける点数獲得が可能とする。

第4章 警備犬試験課目

第8条 GD（警備犬訓練試験）の試験課目とその実施要領を次のとおりとする。

(1)GD I（警備犬訓練試験 I）。 150点。

A 嗅覚作業 1か2のどちらかを選択する。 30点。

1. 足跡追及。

2 屈折約100歩の指導手の足跡で、終点到物品1個を置き、印跡5分後に10mの紐付にて行う。

2. 臭気選別（自臭）。

10m前方の選別台上の指導手の付臭物品を1個、他は同形同質無臭の誘惑物品4個の中か

ら選別し持来させる。3回実施し、本物品の位置を指導手に知られないように配置する。
3回成功は25点、2回成功は20点、1回成功は10点、選別態度を5点とする。

- B 服従作業。 120点。
1. 紐付脚側行進。 (10)
コの字型で往路は常歩、復路は速歩。
 2. 紐無脚側行進。 (10)
コの字型で往路は常歩、復路は速歩。
 3. 停座時立止。 (10)
 4. 停座時伏臥。 (10)
 5. 据座及び招呼。 (10)
 6. 物品持来。 (20)
150gのダンベルを5m以上前方に投げる。
 7. 障害飛越。 (10)
高さ60cmの板張障害の飛越片道。
 8. 休止。 3分間。 (10)
 9. 銃声確固性。 (20)
紐付立止で銃声2発。
 10. 紐付犬体検査及び一般態度。 (10)

(2)GDⅡ（警備犬訓練試験Ⅱ）。 200点。

A 嗅覚作業。 1か2のどちらかを選択する。 50点。

1. 足跡追及。
他人の足跡で2屈折150歩とする。物品は中間と終点に配置し印跡5分後に追及開始。
指導手は終点の20歩手前で紐を放し止まる。
2. 臭気選別。
10m前方の選別台上の指導手の付臭物品を1個、他は1名で4個に付臭した物品の中から選別し持来させる。3回実施するものとし、以下GDⅠと同要領で行う。
3回成功は45点、2回成功は35点、1回成功は25点、選別態度を5点とする。

- B 服従作業。 100点。
1. 紐無脚側行進。 (10)
 2. 常歩行進中の立止。 (10)
 3. 常歩行進中の伏臥。 (10)
 4. 常歩行進中の停座及び招呼。 (10)
 5. 物品持来。 (10)
650gのダンベルを約8m以上前方に投げる。
 6. 往復障害飛越。 (10)
高さ80cm。
 7. 前進。 (10)
20m, 停止後招呼。
 8. 休止。 4分間。 (10)
 9. 銃声確固性。 (10)
紐付立止で銃声2発。
 10. 紐付犬体検査及び一般態度。 (10)
GDⅠより厳密に行う。

C 防衛作業。 50点。

1. 対位禁足咆哮。 (20)

- 10m前方しゃへい下の犯人に約10秒禁足咆哮する。
2. 襲撃及び中止。 (30)
- 仮装犯人に対し咬捕と中止。紐付でよい。
- (3)GDⅢ（警備犬訓練試験Ⅲ）。 200点。
- A 嗅覚作業。 1か2のどちらかを選択する。 50点。
1. 足跡追及。
- 未知人の足跡300歩。屈折は3回以上とし、物品は中間に2個、終点に1個、印跡10分後追及開始、終点の30歩手前で紐を放す。
2. 臭気選別。
- 10m前方の選別台上の他人の物品選別とし、誘惑物品は4人で1個づつ付臭した物品とし、3回行う。採点はGDⅡと同じ。
- B 服従作業。 90点。
1. 紐無脚側行進。 (10)
2. 速歩行進中の立止。 (10)
3. 速歩行進中の伏臥。 (10)
4. 速歩行進中の停座及び招呼。 (10)
5. 物品持来。 (10)
- 1kgのダンベルを約10m前方に投げる。
6. 往復障害飛越。 (10)
- 高さ1m。
7. 前進及方向変換。 (20)
- 30m前進 左右15m。
8. 休止。 5分間。 (10)
- C 防衛作業。 60点。
1. パトロール。 (5)
- 指導手より左右20mずつ離れたしゃへい下2カ所の検索。
2. 対位禁足咆哮。 (10)
- しゃへい下の犯人に約10秒禁足咆哮させ身体検査を行う。
3. 仮装犯人へ襲撃。 (10)
- 身体検査中犯人が不意に抵抗し、犬は命令なく犯人を咬捕する。
4. 中止。 咬捕の中止。 (10)
5. 追捕。 (10)
- 犬に伏座を命じ、犯人を20m連行する。犯人は指導手を倒して逃亡し、犬は直ちに追捕する。
6. 中止。 追捕の中止。 (10)
7. 護送。 (5)
- 犯人の後方3mより護送し審査員に引き渡す。

第5章 団体競技課目

(団体競技)

第9条 団体競技課目の実施要領は次のとおりとする。

- (1)指導手5名と犬5頭以上を1チームとして編成する。
- (2)競技時間は、頭数に関わらず10分以内とする。
- (3)次の課目を必ず競技内容の中に盛り込まなければならない。
- ア 紐付き脚側行進。

- イ 紐無し脚側行進。
- ウ 停座及び招呼。
- エ 伏 臥。
- オ 紐無し立止。

(4)2度の逸走があった場合は、演技中止とする。

第6章 服従スペシャル課目

(服従スペシャル)

第10条 服従スペシャルの規定課目とその実施要領は次のとおりとする。

- (1)紐無し脚側行進（第6条(2)の要領に準じて行う。復路は速歩とする）。
- (2)紐無し立止（第6条(7)の要領に準じて行う）。
- (3)停座及び招呼（第6条(3)の要領に準じて行う）。
- (4)常歩行進中の伏臥及び招呼（第6条(11)の要領に準じて行う）。
- (5)常歩行進中の立止及び招呼（第6条(12)の要領に準じて行う）。
- (6)物品持来（第6条(19)の要領に準じて行う）。
- (7)遠隔・伏臥から停座（第6条(22)の要領に準じて行う）。
- (8)遠隔・立止から伏臥（第6条(24)の要領に準じて行う）。
- (9)速歩行進中の伏臥（第6条(14)の要領に準じて行う）。
- (10)速歩行進中の停座（第6条(15)の要領に準じて行う）。

第7章 足跡追及・臭気選別競技課目

(足跡追及)

第11条 足跡追及競技課目の実施要領は次のとおりとする。

(1)自臭の足跡追及（紐付き）。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は約100歩（2屈折・3コース）の足跡を印跡し、第2コース上に1個、印跡終了地点に1個の自臭物品を置く。印跡後すぐ追及を開始し、指導手は10mの搜索紐を犬につけて、紐の末端を持ち紐が張らない状態で犬の後ろ10mの距離を保ち追隨する。

犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。（くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。）犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

(2)他臭の足跡追及（紐無し）。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は100歩以上（4屈折以上・5コース以上）の足跡を印跡し、コース途中に1個、印跡終了地点に1個の他臭物品を置く。印跡後すぐ追及を開始し、指導手は紐を外し、犬の後ろ10mの距離を保ち追隨する。犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。（くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。）犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

(臭気選別)

第12条 臭気選別競技課目の実施要領は次のとおりとする。

なお、順位決定に際しては、作業態度も審査対象とする。

(1)自臭の臭気選別。

指導手臭を付着させた物品（布）を本物品とし、同じ形質の誘惑物品（4名が着臭した物品）4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置する。指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に回れ右してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡し終わる。（連続4回行う・作業時間は本臭をかがせ始めて1分間以内）

第2次作業は、連続4回成功した犬を対象に行う。その場合は異物品（ビニール・箸・紙等）を使用することがある。

(2)他臭の臭気選別。

前号の要領に準じて行うが、本物品と誘惑物品（4名）は、他人臭で合計5個を用いて行う。

（連続4回行う・作業時間は本臭をかがせ始めて1分間以内）

第8章 ラリーオビディエンス

（実施要領）

第13条 ラリーオビディエンスの実施要領は、次のとおりとする。

- (1)審査員の指示により、指導手は常歩でスタートをして、指導手自らの判断でゴールまで行う。
- (2)審査員のスタート指示後15秒以内にスタートラインを越えない場合、失格となる。
- (3)スタートする前の犬の姿勢は、停座、伏臥、立止のいずれかとする。
- (4)競技時間の計時は、指導手の足、または犬の前足どちらか早い方の足がスタートラインを越えた時点から開始し、指導手の足、または犬の後足どちらか遅い方の足がゴールラインを越えた時点で終了とする。
- (5)指導手は、競技前にステーションの番号とパネルに書いてある服従課目を覚える。
- (6)指導手は犬を脚側に付け、番号順にパネルの左側、またはパネルの前で犬とコミュニケーションをとりながら課目を行う。
- (7)競技中に、コミュニケーションをとるため、課目ができたことに対して犬を褒める、励ます言葉は許される。ただし、体罰や厳しい指示（言い方）は許されない。
- (8)ビギナークラス及びクラスⅠでは、指導手が紐付きで行うか、紐無しで行うかを決定することができる。
- (9)クラスⅡは、紐無しで行う。
- (10)ビギナークラス及びクラスⅠは、コースの途中にあるニコニコマークのあるパネル（1～3箇所）、並びにゴール後、犬におやつをあげたり、犬を少し触ることができる。
- (11)おやつは、手に持ったままでなく、犬の反対側のポケットに入れることとする。なお、ポーチやエプロン等の使用は禁止とする。
- (12)おやつは、その都度ポケットから取り出し、左右どちらかの手を使って与えることとする。なお、指導手は自身の口におやつを含むことは不可とする。
- (13)指示は、声符・視符・体符同時であれば使用できる。
- (14)競技中、犬に触れてはいけないが、偶然当たることは許される。
- (15)指導手は、自然に腕や手を振り、犬を自然に扱うこととする。不自然な動きは、審査員から注意が与えられる。なお、2回目の注意で失格となる。
- (16)紐の持ち方は、片手でも両手でも可能とする。また、競技中に紐を持ち変えても良い。
- (17)全てのクラスにおいて、リング内には紐付きで出入りを行う。
- (18)紐無し競技時には、リードを肩（左右どちらでも良い。）にかけるか、ポケットに入れる。

（課目）

第14条 課目は次のとおりとする。なお、課目はパネルに図として表すこととする。

- (1)右回り及び脚側停座
指導手の右から後ろに回り脚側停座させる。
- (2)左回り及び脚側停座
指導手の左から回り脚側停座させる。

- (3)右回り及び前進
指導手の右から後ろに回り、そのまま前進して、次の課目に向かう。
- (4)左回り及び前進
指導手の左から回り、そのまま前進して、次の課目に向かう。
- (5)脚側停座
パネル左側の作業エリア内で脚側停座させる。なお、指示なし停座、指示あり停座のどちらでもよい。
- (6)脚側停座及び伏臥
パネル左側の作業エリア内で、脚側停座後に伏臥を命じる。伏臥からは停座させずに、次の課目に向かう。
- (7)脚側停座、伏臥及び脚側停座
パネル左側の作業エリア内で、脚側停座後に伏臥を命じ、続けて停座を命じ、次の課目に向かう。
- (8)脚側停座及び犬周回（左回り）
パネル左側の作業エリア内で脚側停座させる。指導手は左回りで犬を一周して、犬の右側で止まる。指導手と犬は、少しの間静止した後に次の課目に向かう。指導手は、犬の周りを回る時に待てを命じても良いが、動きながらの指示は減点となる。
- (9)脚側停座、伏臥及び犬周回（左回り）
パネル左側の作業エリア内で脚側停座させる。停座後に伏臥を命じ、指導手は左回りで犬を一周して、犬の右側で止まる。指導手と犬は、少しの間静止した後に次の課目に向かう。指導手は、犬の周りを回る時に待てを命じても良いが、動きながらの指示は減点となる。
- (10)右折
パネル前側の作業エリア内で、右に曲がる。
- (11)左折
(10)の要領に準じて、左に曲がる。
- (12)回れ右
パネル前側の作業エリア内で、回れ右をする。指導手と犬は、そのまま止まらず180度回った後に次の課目に向かう。
- (13)回れ左
(12)の要領に準じて、回れ左をする。
- (14)反転ターン
パネル前側の作業エリア内で、反転ターンをする。犬の足は、作業エリアから少し出ても良い。
- (15)270度右回り
パネル前側の作業エリア内で、270度右回りをする。犬の足は、作業エリアから少し出ても良い。
- (16)270度左回り
(15)の要領に準じて、270度左回りをする。
- (17)360度右回り
パネル左側の作業エリア内で、360度右回りをする。
- (18)正面停座
脚側行進中に、パネル左側の作業エリア内で正面停座させる。正面停座する時に指導手は、4歩まで下がっても良い。ただし、横に動く、止まってから再度動くことは減点となる。当課目は、(1)～(4)のいずれか1つの課目と組み合わせて使用される。
- (19)緩歩
パネル左側通過時から緩歩を行う。指導手と犬は、はっきりと歩度の違いが分かるように行うこととし、次の課目に行くまで緩歩し続ける。
- (20)速歩
(19)の要領に準じて、速歩を行う。
- (21)常歩
(19)の要領に準じて、常歩を行う。
- (22)螺旋（右回り）
指導手と犬は、犬を外側にして約150cm 間隔で配置された3つのコーンを、螺旋状に右回り（時計回り）をする。最も遠いコーンから回ることとし、最後のコーンを回ったら、次の課目に向

かう。

②3螺旋（左回り）

②の要領に準じて、螺旋状に左回り（反時計回り）をする。

②4スラローム（片道）

約150cm間隔で配置された4つのコーンを、指導手と犬は、最初のコーンを犬の左肩から入り、スラロームを行う。なお、やり直しは認められない。

②5スラローム（往復）

②4の要領に準じて、スラロームを往復して行う。

②68の字（誘惑なし）

指導手と犬は、何も入っていない給餌容器4つの間を、8の字で通過する。8の字の最後は、最初に入った方向とは、反対方向に出ていき、止まらずに次の課目に向かう。なお、やり直しは認められない。

②7指導手周回

パネル左側の作業エリア内で脚側停座後に、犬は右回りでハンドラーの周りを回り、脚側停座する。脚側停座後は、次の課目に向かう。

②81歩前進

パネル左側の作業エリア内で脚側停座後に、指導手は犬とともに1歩前進して、脚側停座させる。脚側停座後は、次の課目に向かう。

②9正面停座及び1歩後退

脚側行進中、パネル左側の作業エリア内で正面停座を命じる。その際に、指導手は4歩まで下がることことができる。正面停座後、指導手と犬は1歩後退して再び正面停座を命じる。この時に、指導手と犬は作業エリアから出ても良い。当課目は、(1)～(4)のいずれか一つの課目と組み合わせ使用される。

③0螺旋回り（犬外側）

約150cm間隔で配置された3つのコーンの周りを、犬は指導手の外側で螺旋右回り（時計回り）をする。最も近いコーンから回ることとし、最後のコーンを回ったら、次の課目に向かう。

③1螺旋回り（犬内側）

③0の要領に準じて、犬は指導手の内側で螺旋左回り（反時計回り）をする。

③2360度左回り

パネル左側の作業エリア内で、360度左回りを行う。可能な限り、同じ場所で回ることとする。

③3行進中の右移動

脚側行進中に、パネル前側の作業エリア内から指導手と犬は1歩右に移動する。指導手は脚側行進中、右足から1歩右に移動し、その後左足も移動する。指導手と犬が右に動いて、パネルの右側に行ってしまった場合は、パネルの右側を通過して、次の課目に向かう。

③490度右折

パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で90度右折して、次の課目に向かう。右折する時に、指導手はその場で2歩動くことができる。

③590度左折

③4の要領に準じて、90度左折する。

③690度右折及び脚側停座

パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で90度右折して、脚側停座を命じる。脚側停座後、次の課目に向かう。右折する時に、指導手はその場で2歩動くことができる。

③790度左折及び脚側停座

③6の要領に準じて、90度左折する。

③8脚側停座及び3連続前進

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬は1歩前進して脚側停座、続けて2歩前進して脚側停座、更に3歩前進して脚側停座を行い、次の課目に向かう。

③9正面停座及び3連続後退

パネル左側の作業エリア内で正面停座をさせる。正面停座を行うにあたり、4歩まで下がることことができる。正面停座後、指導手と犬は1歩後退して正面停座、続けて2歩後退して正面停座、更に3歩後退して正面停座を行う。指導手は、犬が正面停座に入った時から足を動かしてはな

らない。当該目は、(1)～(4)のいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

(40)伏臥

パネル左側の作業エリア内で伏臥をさせる。指導手は止まったら直接伏臥を命じ、伏臥後、脚側を命じ次の課目に向かう。

(41)脚側停座及び速歩

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は犬に脚側を命じ速歩で、次の課目に向かう。

(42)スラローム（片道・誘惑あり）

約150cm間隔で配置された2つのコーン及び2つの給餌容器を、指導手と犬は、最初のコーンを犬の左肩から入り、スラロームを行う。真ん中2つに配置された給餌容器にはおやつを入れ、蓋をした状態とする。なお、やり直しは認められない。

(43)180度右回り

パネル前側の作業エリア内で、その場で180度右回りをする。指導手は回る時、その場で足を4回動かすことができる。

(44)180度左回り

(43)の要領に準じて、180度左回りをする。

(45)指導手1歩前進

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手のみ1歩前に移動して進行方向の向きで止まり、脚側停座を命じる。停座後、次の課目に向かう。指導手は犬から離れる時に、待てを命じても良い。

(46)指導手1歩右

(45)の要領に準じて、パネル前側の作業エリア内で、指導手のみ1歩右に移動する。

(47)脚側停座及び3連続後退

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。脚側停座後、指導手と犬は1歩後退して脚側停座、続けて2歩後退して脚側停座、更に3歩後退して脚側停座を行い、次の課目に向かう。

(48)8の字（誘惑あり）

(26)の要領に準じて、おやつを入れ蓋をした給餌容器4つの間を、8の字で通過する。

(49)立止

パネル左側の作業エリア内で立止をさせる。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることとする。確実に立止した後、次の課目に向かう。なお、やり直しは認められない。

(50)立止及び90度右折

パネル前側の作業エリア内で立止をさせる。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることとする。確実に立止した後、90度右折して次の課目に向かう。

(51)立止及び90度左折

(50)の要領に準じて、立止した後、90度左折する。

(52)90度右折及び脚側停座

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。指導手と犬は、その場で90度右折する。右折後、指導手は1歩前進して脚側停座を命じ、次の課目に向かう。

(53)90度左折及び脚側停座

(52)の要領に準じて、左折する。

(54)180度右回り及び停座

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で180度右回りをを行い脚側停座を命じる。指導手は4歩以内で回ることとする。

(55)180度左回り及び停座

(54)の要領に準じて、180度左回りをを行う。

(56)脚側停座及び180度右回り

パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で180度右回りをを行い、次の課目に向かう。指導手は4歩以内で回ることとする。

(57)脚側停座及び180度左回り

(56)の要領に準じて、180度左回りをを行う。

(58)1歩右

パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は脚側を命じ、犬と同時に1歩右に動き脚側停座を命じ、パネルの右側を通り次の課目に向かう。

59)トンネル

指導手は、トンネル通過を命じる。トンネル通過後、脚側を命じ次の課目に向かう。犬の通過がハンドラーよりも早い場合、トンネル通過後に犬を招呼することは許される。

60)脚側停座及び立止

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手はその場の立止を命じ、次の課目に向かう。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることにする。

61)脚側停座、立止及び脚側停座

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手はその場の立止を命じる。その後脚側停座を命じ、次の課目に向かう。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることにする。

62)脚側停座及び待て

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は犬に待てを命じ、次の課目に向かう。当課目は、64～67のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

63)行進中の伏臥

パネル左側の作業エリア内で指導手は止まり、伏臥をさせ、指導手のみ次の課目に向かう。当課目は、64～67のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

64)指導手前進

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、指導手は犬の元に戻り、少しの間静止した後に次の課目に向かう。当課目は、62または63のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

65)対面及び招呼

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、犬と対面する。対面後、犬を招呼して正面停座または直接停座させる。犬が停座動作中、指導手は動いてはならない。正面停座の場合(1)～(4)のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。当課目は、62、63または69のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

66)招呼及び脚側行進

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、立ち止まり犬を招呼する。指導手は上半身は動いても良いが、足は進行方向のままとする。犬が脚側についたら、止まることなく脚側行進を命じ、次の課目に向かう。当課目は、62、63または69のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

67)対面、招呼及び脚側行進

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、犬と対面する。指導手は、犬を招呼して、停座させることなく脚側行進を命じて、次の課目に向かう。当課目は、62、63または69のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

68)行進中の障害飛越

指導手は、常歩脚側行進中、犬にハードル飛越を命じる。飛越後、犬を脚側につけて次の課目に向かう。

69)障害飛越

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は犬に待てを命じて、指導手のみ次の課目に向かう。当課目は、65、66または67のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

70)脚側行進中の360度左回り

脚側行進中に、止まることなく犬を指導手の左側で360度左回りを命じ、次の課目に向かう。

71)スラローム（往復・誘惑あり）

④の要領に準じて、スラロームを往復して行う。真ん中2つの配置された給餌容器にはおやつを入れ、蓋をした状態とする。

72)正面立止及び3連続後退

パネル左側の作業エリア内で正面立止をさせる。正面立止まで指導手は、まっすぐ4歩下がることができる。正面立止後、指導手と犬は1歩後退し正面立止、続けて2歩後退し正面立止、更に3歩後退し正面立止を命じ、次の課目に向かう。犬が立止動作中、指導手の足は動いては

ならない。当課目は、(1)～(4)のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

(73)正面停座、1歩左及び1歩右

作業エリア内で正面停座をさせる。正面停座まで指導手は、まっすぐ4歩まで下がることができる。犬が正面停座後、指導手と犬は1歩左に動き、正面停座を命じる。続けて指導手と犬は1歩右に動き、正面停座を命じ次の課目に向かう。当課目は、(1)～(4)のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

(74)90度右折及び立止

パネル前側の作業エリア内で脚側立止させる。指導手は犬に脚側を命じ、犬とともに90度右折し、その場で立止する。確実な立止確認後、次の課目に向かう。

(75)90度左折及び立止

(74)の要領に準じて、90度左折する。

(76)180度回れ右

パネル前側の作業エリア内で脚側立止させる。指導手は犬に脚側を命じ、犬とともに右へ180度回り、次の課目に向かう。指導手は、回転に4歩まで動かすことができる。

(77)180度回れ左

(76)の要領に準じて、左へ180度回る。

(78)立止及び3連続前進

パネル左側の作業エリア内で脚側立止させる。立止後、指導手は脚側を命じ、犬とともに1歩前進し立止、続けて2歩前進し立止、更に3歩前進し立止を命じ、次の課目に向かう。

(コース検分)

第15条 主催者は、競技開始前にコースが設置されたリング内に指導手のみ入れ、検分させなければならない。

(1)検分時間は、10分以内とする。

(2)検分中、指導手は審査員に質問ができる。

(3)障害のある指導手及び18歳未満の指導手は、ヘルパーと一緒に検分ができる。

(4)競技者が20名を超えた場合、検分を分けることができる。

(5)同一クラスで複数の犬を出陳する指導手の検分は、1回とする。

(リミットタイム)

第16条 コースリミットタイムは、次の通りとする。

(1)ビギナークラス、クラスⅠ、クラスⅡ全てのクラスにおいて、原則として4分とする。

(2)障害のある指導手及び18歳未満の指導手の標準タイムは、5分とする。

(3)審査員はコースの距離等により、リミットタイムを加算することができる。

(4)リミットタイムを超えた場合は、失格となる。

第9章 共通の実施要領

(作業前の申告)

第17条 訓練試験・競技会に際して、各指導手は作業開始前訓練試験委員及び審査員に競技課目・犬名・指導手名、競技会においては出陳番号を申告しなければならない。

(基本動作)

第18条 各作業は、犬を脚側停座させ、指示により始めることとし、その各作業終了に際しては、犬を脚側停座させて終わることとする。

(紐付き作業)

第19条 全ての課目において、『紐付き作業を明記してある課目』あるいは『CDIS』及び『CDI』以外はすべて紐無しで行うこととする。

(飛越障害の高さ)

第20条 各種の飛越作業の高さは、概ね体高の高さとし、最高70cmとする。

第10章 雑 則

第21条 この規程の改廃は、必要に応じて中央訓練委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議決によって行う。

付 則

この規程は1979年1月1日より施行する。

改正 2020年7月21日

改正 2021年3月23日